

タイ、ASEANの今がわかるビジネス・経済情報誌『アレイズ』

ArrayZ

進化すべし、変化すべし

今すぐ
確認

知らないことがリスクです！

国際相続

野村総合研究所タイ

タイ、アセアンの自動車ビジネス新潮流を読む

ASEAN×BUSINESS×PERSON

ISHIZUKA CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 松本裕美氏



6

J U N E
2018 Vol.78

FREE



SBIタイオンライン証券 CEO
ロバート・之子

気になる疑問を解決！

SBIタイオンライン証券に 聞いてみよう！

Vol.1

どうやる？銘柄選び

Industry	Sector	SET上場銘柄	MAE上場銘柄
AGRO	AGRI	11	10
	FOOD	37	
	FASHION	23	
CONSUMP	HOME	11	9
	PERSON	8	
	BANK	11	
FINCIAL	FIN	32	9
	INSUR	16	
	AUTO	19	
INDUS	IMM	12	36
	PAPER	1	
	PETRO	16	
	PKG	17	
	STEEL	27	
	CONMAT	21	
	PROP	56	
PROPCON	PF&REIT	59	20
	CONS	20	
	ENERG	49	
RESOURC	MINE	2	14
	COMM	23	
	HEALTH	21	
SERVICE	MEDIA	30	42
	PROF	3	
	TOURISM	11	
	TRANS	21	
	ETRON	10	
TECH	ICT	30	11

Source:SET

いきなり個別の銘柄を絞り込むのは困難なので、セクター別に見ていくのがいいでしょう。セクターとは、株式を分析する際に便宜上分けたグループのことです。タイ市場では産業／業種ごとに分けられており、8産業28のセクターがありま

す(左図表参照)。因みに東京証券取引市場は10産業33業種です。

「せっかくタイに住んでいるので、タイ株を始めたかと思ってしまうものの、投資銘柄の選び方がよく分かりません。初心者にも分かりやすい方法はありますか？」



タイ株は少額から取引できると聞いて興味を持っているものの、勉強する時間がないことを理由に始められずにいる。

同業種の株式は、1つの経済局面で似たような動きをするため、まずセクター別の動きを掴むことで、大まかな資金の流れを知ることが出来ます。今後伸びそうなセクターから個別銘柄を絞り込んでいくことが出来ますし、値動きの異なる複数のセクターから株式を選ぶことでリスクを抑えたポートフォリオを組むにも役立ちます。また、業種の動きに着目してマクロ的視点で経済の動きを見据え、その局面ごとに投資効率の高いセクターに投資をしていく「セクターローテーション」という投資方法もあるんですよ。この投資方法はプロ向けですが、いきなり個別の株式(タイではどの産業が元気があり、資金が集まっているのか等)を把握することは、株式投資を行う上では非常に重要です。

(K&N7月号へ続く)

日本ネット証券 口座開設数 No.1!

SBIタイオンライン証券のポイント

- 業界屈指の格安手数料**
手数料率は業界標準半額0.075%!^{※1}
最低手数料はありません。
- 丁寧な日本語サポート**
初歩的な質問も、日本語サポートデスクがわかりやすく回答!
- 日本語のマンスリーレポート**
「タイ株式相場サマリー」「相場要因」「タイ株豆知識」等を月間で配信!

※1 インターネット取引の手数料、1日の約定代金合計が500万バーツ以下の場合。

タイで証券取引がオススメな理由

- キャピタルゲイン非課税**
日本では差益(キャピタルゲイン)に対して約20%課税されるのに対して、タイは非課税! また、配当収入(インカムゲイン)への課税も日本の約20%に対してタイは10%です。
- 小額から取引可能!**
日本と比べて少額から取引できる、ハードルの低さもタイの株式取引の魅力。100バーツで買える銘柄も!
- タイ株は高配当!**
タイでは、高配当な銘柄が多く、配当利回りが7%を超える銘柄も!^{※2}

※2 SETの平均配当利回りは2.85%(2018年4月時点)

SBI Thai Online Securities Co., Ltd

Thai Summit Tower 31st Floor, 1768 New Petchburi Rd., Bangkok, Huay Kwang, Bangkok 10310
URL: www.sbito.co.th (日本語ページあり)
日本語でのお問い合わせ: support_jp@sbito.co.th

当記事はタイ株式の売買を推奨または勧誘するものではありません。また、株式には価格の変動等により損失が生じる恐れがあります。

工業用ケミカル・機器ならアジアニッシンにお任せください!

ダイオースタルケミカル株式会社

新発売

ラベルデザインソフトウェア RakuRakuWin II



2Dバーコードも簡単にデザイン、印刷ができます。Windowsのプリンタドライバで動作するプリンタに対応(モノクロ・カラープリンタ・インクジェットプリンタにも対応)

2色
同時印刷
対応

化学業界の大型ラベルに対応しています。

NP-122 シリウス 幅広熱転写プリンタ

2ヘッド仕様で2色同時印刷を実現。GHSマークも簡単印刷。ヘッド部が大きく開口し優れたメンテナンス性を再現。オプションでカッター装置(CV-122)、ロール供給装置(K-122)、巻き取り装置(M-122)を装着可能。

GHSラベル義務化実施 拡大中

単色のプリンタも取り揃えています。プリンタ用サプライ品もお問い合わせください。

UNIVERSAL ROBOTS



- 安全柵無しで人とロボットが協働作業
- 高い柔軟性と軽量ロボットで容易に再配置可能
- 簡単プログラミングと充実したアクセサリ
- タイにてアフターメンテナンス可能

タイにロボットのデモ機有り!

SOLVAIR
ソルブエア

VOC50%削減!!
溶剤使用量(シンナーなど)を削減!!



1. 廃液処理量を削減
2. あらゆる溶剤と塗料に使用可能
3. 簡単な取付と調整
4. メンテナンスフリー

販売代理店 総輸入元

NISSIN IEC

NISSIN
www.asianissin.com

工場、作業現場のプロツールの事なら何なりとお任せ下さい。各種設備、工具、治具、検査機器、ケミカル、塗料、ラベルプリンター、RFIDなど、国内外のブランドを多数取り揃えております。

正規代理店: (株)ネオス/ダイオースタルケミカル(株)
トラスコ中山(株)

Asia Nissin (Thailand) Co., Ltd.

54 B.B.Bldg., 11th Floor, Sukhumvit 21 (Asoke) Road, Klong Toey Nua, Wattana, Bangkok 10110
TEL:02-664-0307 FAX:02-664-0377

シーラチャ事務所開設しました
39/2 Eastern Tower, Jerm Jomphol Road, Sriracha, Chonburi 20110

お問合わせ
日本人担当: 坂本(さかもと)
Mobile: 086-060-7922
E-mail: ncb@nissin.ch
タイ人担当: TUM(タム・日本語可)
Mobile: 085-256-3744
E-mail: ncb@nissin.ch



06

2018
JUNE

CONTENTS



P26



P52

ArrayZマガジン6月号 Vol.78

2018年6月10日

発行・GDM (Thailand) Co., Ltd.
57, Park Ventures Ecoplex,
12th Fl. Unit 1211, Wireless Road,
Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
発行人・高尾博紀

Contact us

本誌、広告に関するお問い合わせ
ad@gdm-asia.com (Japanese・Thai・English)
www.arrayz.com
086-513-7435 (高尾)・083-047-3181 (北)

【無料定期配送 募集中】

ご希望の方は、件名を「無料定期配送希望」として、住所（郵便番号）、電話番号、氏名（日本語・英語）、年代、在タイ歴をご記入の上、以下までお申し込みください。
gdm-info@gdm-asia.com
※郵送はタイ国内に限らせていただきます。



著作権はGDM (Thailand) Co., Ltd.に属します。
本誌に掲載されている記事、写真などの無断掲載、複製、転載を禁じます。
Copyright by GDM (Thailand) Co., Ltd. 2018

- 10 野村総合研究所タイ
タイ、アセアンの自動車ビジネス新潮流を読む
- 13 ASEAN×BUSINESS×PERSON
ISHIZUKA CHEMICAL
(THAILAND) CO., LTD. 松本裕美氏
- 14 知らないことがリスクです！
今すぐ確認 国際相続
- 26 組織のレバレッジポイントはここにあった！
「人事」が経営を変える。
- 32 ~タイ経済を読み解く~
GDMが解説する<業界動向> ⑥テクノロジーセクター編
- 36 【連載】但野和博のコンサルコラム
サポート実録記“タイの経理現場より”
- 37 【連載】元外資系投資銀行アセットマネジャーが分析する！
バンコク不動産投資最新動向
- 38 【連載】KASIKORNBANK × ArrayZコラボ企画
カシコン銀行経済レポート
- 52 Japan Business Press
トランプ政権を誕生させた選挙請負人、マレーシアでも
- 56 Book Review 社長が紹介する、一冊
SODA NANSIANG AROMATIC
(THAILAND) CO., LTD. 別宮 浩一郎氏
- 59 注目のレストラン

「伝えることを、もっと簡単に」を、サクッと実現 手順を正しく伝え、 業務品質を維持するには？

株式会社スタディスト
執行役員
グローバル事業部 部長
豆田 裕亮



人手不足、賃金高騰に悩むサービス業や製造業では、生産性向上や品質維持が課題となっている。「既存業務（手順・方法）の仕組み化が課題の解決につながる」と話すのは、株式会社スタディストの豆田裕亮氏だ。

早稲田大学大学院理工学研究科卒、株式会社インクスにて大手自動車メーカーの設計製造コンサルタントに就任し、その後、2007年に同社経営企画室、2011年3月に株式会社スタディストに参画、CMOを経て、TeachmeBizの海外事業を担当。

第3回 人材育成しながら全体最適化、さらにコスト削減

企業が抱える「人材育成」と「品質担保」の課題解決には、既存業務を可視化し、確実に実行できる「仕組み」が有効に働く。

これまで紹介してきた通り、株式会社スタディストが開発・運営するクラウド型マニュアル作成・共有プラットフォーム「Teachme Biz」なら、スマートフォンやタブレットで撮影した写真や動画から、ビジュアル型の分かりやすいマニュアルを簡単な操作のみで作成・編集することが

できる。作成したマニュアルはクラウドで一元管理するため、使用場所や端末を選ばず、更新時の負担も軽い。また、確実なタスク実現とオペレーションの標準化を後押しする、配信・進捗管理機能があるのも大きな特徴だ。

多人数・他拠点での人材育成、オペレーションマネジメントはもちろん、取引先・顧客向けマニュアルとしても活用できる（表参照）。

最後に、「Teachme Biz」で得られるコスト削減メリットについても紹介しておきたい。業務内容の可視化で人材の定着率が上がれば採用コストの削減につながるほか、クラウド型なので移動コスト、研修開催コスト、資材コストの削減効果にも効果的だ。

「何より「Teachme Biz」の年間利用料が低コストで、事実、管理コストよりも導入コストのほうが安いというケースが多く、投資効果が得やすい料金設定となっています」（豆田氏）。

利用料金は月額2～4万パーツ（初期費用（事務手数料＋初回操作サポート）の3万パーツは除く）と、タイであれば数人分の人件費で全体最適化を実現することができる。



※使用イメージ

導入・活用目的例			
用途		内容例	背景
内部用	社内事務	・見積書の作り方 ・旅費申請の手続き	人員増に伴う教育負担増
	接客・営業	・ご来店時の対応 ・セールストーク例	ロールプレイングの補完・代替
	レンビ・サービス	・〇〇の調理手順 ・〇〇の施術の流れ	アルバイトの多様化（人手不足）
	簡易レポート	・店舗視察結果の共有	店舗管理の徹底、頻度増
	取引先向けマニュアル	・経理処理手順 （税理士→顧問先）	専門職の競争激化、差別化
	会員向けマニュアル	・会員向け操作マニュアル	会員向けサービスの多様化
外部用	操作マニュアル	・システム操作マニュアル ・カスタマー向けヘルプ	ユーザーサポートの洗練化

こんな、お悩みありませんか？

- 01 「スタッフが読んでくれるマニュアルを作りたい」
- 02 「人材育成の仕組みを整えて、離職率を下げたい」
- 03 「人が入れ替わっても作業品質を担保したい」
- 04 「タイ人スタッフの育成を効率的に行いたい」

豆田さんが解説する！

【期間限定・無料セミナー in タイ】 Teachme Biz を操作体験してみよう！

2月のセミナー開始からこれまでに、製造、卸売、宿泊、サービス企業（規模：50名～数千名）で新規導入が決定しています！

詳しくはこちらをご覧ください ▶ <https://goo.gl/AdiTKB>

Word, Excel, PowerPoint を使わず
サクッと作成、素早く配信、閲覧管理。

投資効果が得やすい、安心の利用料金

- 月額2万 THB（作成アカウント10、閲覧アカウント50）
- 月額4万 THB（作成アカウント30、閲覧アカウント150）
- 月額12万 THB（作成アカウント100、閲覧アカウント500）



【個別相談】

個別でのご相談をご希望の場合は、
こちらからお申し込みください。
<https://biz.teachme.jp/webmeeting>



地方銀行19行、「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催

タイに拠点を持つ地方銀行19行は5月11日、バンコクで「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催した。3回目となる同会は、タイに拠点を持つ地方銀行の全行が集結し、481社588名が参加する過去最大規模となった。前半は「タイ人と働く」と題して、メディアエーターCEOのガンタートン氏が講演を行った。後半は食事を楽しみながら交流を深めた。時間の都合から希望企業と交流を図れなかった企業は、別途地銀を通じてセッティングの場を設けた。



BOI・UBM、SUBCON THAILAND 2018でセミナーを開催

BOIとUBMは5月16日、SUBCON THAILAND 2018 JAPANセミナーで「AEC及びEEC政策下での日系自動車部品メーカーの取り組みはどうあるべきか」と題した講演会を行った。Auto Alliance原田雅雄氏は「グローバル・モノ造り革新に向けての「共有」と「自律化」と題し、Toyota Motor Thailand 奥石敬司氏は「トヨタアジア造形の歩みと未来へのチャレンジ (IMVからTNGAへ)」と題し、ホンダエンジニアリング小佐々伸氏は「四輪車体組み立てにおける高効率セル生産方式」と題し各社の取り組みを紹介した。



オートバックス、「オートバックス ベッカセン 25店」を新オープン

オートバックスセブンの子会社であるSIAM AUTOBACS Co., Ltd.は5月11日、「オートバックス ベッカセン 25店」を新規オープンした。同店舗は、タイ国内で第2位のガソリンスタンドを展開するPTG Energy Public Company Limitedが運営するガソリンスタンドの敷地内、小規模小商圏型店舗の同店舗は、タイヤ、エンジンオイル、バッテリーなどのメンテナンス商品の取り扱いを中心とし、約500アイテムの品ぞろえ。同店の新設によりタイ国内のオートバックス店舗は10店舗となった。



「T-Good Tech」、工業省主催イベントでアピール

日本のウェブマッチングサイト「T-Good Tech」を参考にしたタイ版「T-Good Tech」のアプリのため、5月18日から20日に開催された工業省主催「SME TRANSFORM」に、中小機構が協力したブースを出展した。「T-GoodTech」は、タイの中小企業をグローバルバリューチェーンに参画させるため、タイ工業省産業振興局(DIP)と日本の中小機構が協力して開発したデジタルプラットフォーム。すでに製造業を中心とするタイ企業600社が登録しており、在タイ日系企業の登録も呼び掛けている。



日本政府、コンケン県における視覚障害者のための校舎建設計画を支援

日本政府は5月21日、草の根・人間の安全保障無償資金協力により「コンケン県における視覚障害者のための校舎建設計画」に総額2,162,100バーツを支援。同日、コンケン視覚障害者専門学校において本計画の引渡し式典が執行され、コンケン県ソムサク・チャントラクーン知事、キリスト教視覚障害者財団のゴンカノック・シリウォン理事、同校のチャイヤー・ホンニー校長、在タイ日本国大使館から関口昇公使らが出席した。



日立金属、FA・ロボット用電線の生産能力増強投資

日立金属は5月21日、日本・中国・ベトナムにおける生産能力増強のため、茨城テクノス、日立電線(蘇州)、Hitachi Cable Vietnam Co., Ltd.に対し総額約30億円の設備投資を実施すると発表した。同社グループのFA・ロボット用電線事業は、2020年度に100億円規模の売り上げを目指す。近年、FA(ファクトリー・オートメーション)の進展やIoTの活用に伴い、産業用ロボット市場は、2020年までに年率約20%の成長が見込まれている。



ジェトロバンコクほか主催、「中小企業施策セミナー」を開催

日本貿易振興機構バンコク事務所、タイ工業省産業振興局、中小基盤整備機構は5月22日、「中小企業施策セミナー inバンコク」を開催した。タイ工業省産業振興局戦略計画部/バサコーン氏、経済産業省 中小企業庁経営支援部の安西氏、タイ工業省産業振興局 タイ・日本中小企業サポート中小機構の伊原氏、日本政策金融公庫バンコク駐在員事務所 左近氏、東京都中小企業振興公社 タイ事務所 堀切川氏、ジェトロバンコク 中小企業振興部 坂口氏が登壇し、オールジャパンでの支援を打ち出した。



大塚製薬、シンガポールに医薬品販売の現地法人を設立

大塚製薬は、シンガポールに医薬品販売のための現地法人「大塚製薬(シンガポール)株式会社(以下、大塚シンガポール)」を2017年9月18日に設立し、5月22日に開所式を行った。同社は、これまで同国においては代理店を通じて抗精神病薬「エビリファイ」などの自社医療用医薬品を販売していたが、今後新製品群の導入にあたり、マレーシア、カンボジア、ミャンマーを含んだ代理店事業を統括する大塚シンガポールを設立した。

ハト・野鳥など「鳥害」対策で多数実績

- 1 施工後は責任を持って効果を保証
- 2 鳥よけジェル施工実績10,000件以上
- 3 ネットやスパイクの弱点を完全カバー
- 4 FDA認可取得、食品工場や倉庫も安心
- 5 人間、鳥、環境にも安全

ご相談、お見積りは無料ですので
お気軽にお問い合わせください



油用洗浄剤「エコクラウン」

- 1 500ml当たり4パーツと安価
- 2 工場排水内の油分を低減
- 3 ゴム、金属部品の脱脂洗浄に最適
- 4 酸など不使用で、配管洗浄にも安心
- 5 洗浄後は消臭・除菌・防錆効果あり

これ1つで、工作機械の油污れから
工場の床清掃、配管内のスケール除去まで幅広くご利用いただけます

〈お問い合わせ〉 **ホームックスビジネスサービス**
HOMEX BUSINESS SERVICE (THAILAND) CO., LTD.

Tel: 081-174-0657 (柴田) / 02-048-3030 (タイ語)
E-mail: homex-thailand@homex-co.com
URL: www.homex-co.com



アジア情報は日経から!

国際版アジア Biz面(火~土) 好評掲載中!

いつもの読みなれた紙面で!

国際版定期購読で電子版 Proが無料!

日経電子版 Pro ニュースから膨大なデータベースまでを活用!

別途追加料金

NIKKEI ASIAN REVIEW アジア情報を英語で発信!

キャンペーン実施中、詳しくは折り込みチラシを!
日経グループアジア本社 NIKKEI GROUP ASIA PTE LTD
Tel: (65) 6336-4122 Fax: (65) 6336-4016
E-mail: sales@nikkei.com.sg

海外現地専門家Web顧問サービス カイプロ

会計士・弁護士・BOI専門家への相談が月額5,500THBから

現地制度を熟知するプロに
安心してお任せください!

日本国公認会計士 BBS (Thailand) 西川和輝

タイ税務・BOI 専門家 J Global Accounting 坂田竜一

日本国弁護士 TNY Legal 堤 雄史

質問対応分野

会計 労務 BOI 税務 法務

例えば... 税務処理 税務調査 労務法制 原価計算 不正対策 BOI恩典

Kaipro

お問い合わせ

カイプロ事務局

☎ 099-009-5301 (西川)
✉ nishikawa@kaipro.link

ASEAN+ 自動車・二輪産業ニュース

トヨタ、2020年頃以降のFCV販売拡大に向け燃料電池スタックと高圧水素タンク生産設備を拡充

トヨタは5月24日、燃料電池自動車FCVの基幹ユニットとなる燃料電池スタック(FCスタック)と、燃料の水素を貯蔵する高圧水素タンクの生産設備を拡充すると発表した。FCスタック生産設備は、愛知県豊田市の本社工場敷地内に新たな建屋(約7万㎡、8階建て・延床)を建設し、高圧水素タンクは、愛知県みよし市の下山工場第三工場内(約1.5万㎡)に専用ラインを新設する。2020年頃以降グローバルで年間3万台以上の販売を目指しているが、現状年間3,000台レベルであり、ひと桁増となる生産レベルに対応していく。

FCV「MIRAI」は、2014年12月に日本で発売を開始して以来、米国・欧州など計11ヵ国で販売し2017年以降は約3,000台を販売。現在、オーストラリア・カナダ・中国・アラブ首長国連邦(UAE)で走行実証を行い、FCVの需要性把握や水素ステーション整備促進に向けた取り組みに協力するなど、

将来のFCV販売国・地域の拡大に向けた環境整備を進めている。また、2017年2月より東京都に販売を開始した燃料電池バス(FCバス)や、豊田自動車織機が2016年秋より販売を開始した燃料電池フォークリフトなどFCスタック・FCセルや高圧水素タンクの活用が拡がり、供給を十分に支えられる生産能力を備える必要があると判断した。



トヨタ・スズキ、開発・生産などに関する共同プロジェクトの協議開始に合意

トヨタとスズキは5月25日、開発・生産・市場開拓の分野で、新たな共同プロジェクトの

協議を開始すると発表した。協議内容は、①スズキが主体となって開発する小型超高出力率パワートレインに対し、デンソーとトヨタが技術支援を行う。②スズキが開発した車両をトヨタキルロスカ自動車(以下、TKM)で生産し、トヨタ・スズキの両ブランドでインド国内において販売する。③TKM生産モデルを含むスズキの開発車両を、トヨタ・スズキ両社がインドからアフリカ市場向けなどに供給し、それぞれの販売網を活用して販売するとともに物流・サービス領域の協業を進める。詳細は今後協議していく。トヨタの豊田社長は、「スズキは、誰よりも早くインドに出て、インドの皆様と一緒に、クルマ社会の発展を牽引してこられた存在。これこそが私がスズキとの提携時に申し上げた『やままいか(やりましょうよ)』」の精神であり、私流に申し上げますと、『この町いちばん』を実践してこられた会社ということ。私たちが、スズキとともに、インドの一員として、未来のモビリティ社会を、もっと自由に、楽しいものにするために、そして、『Make In India』のクルマが、アフリカをはじめとする世界の多くの国で愛されるために、精一杯、努力する」と述べた。

タイの自動車生産・販売台数／関連輸出額(2018年4月)

《概要》

	2018年4月	前年同月比増減%	2018年1～4月累計	前年同期比増減%
生産(台数)	134,779	11.9%	674,469	11.3%
国内販売(台数)	79,206	25.2%	316,299	15.5%
輸出(CBU、台数)	72,571	5.3%	367,801	4.1%

《生産台数》

	2018年4月	前年同月比増減%	2018年1～4月累計	前年同期比増減%
乗用車	55,917	19.4%	277,434	11.4%
バス	22	-59.3%	108	6.9%
ピックアップ・トラック				
1トン以下ピックアップ	0	-	0	-
1トンピックアップ	76,848	7.4%	387,196	11.3%
P P V	11,812	1.0%	59,784	21.1%
2ドアピックアップ	22,871	3.7%	109,083	10.6%
4ドアピックアップ	42,165	11.5%	218,329	9.2%
5トン以下トラック	542	21.0%	2,548	48.1%
5-10トントラック	311	46.0%	959	-20.8%
10トン以上トラック	1,139	-16.6%	6,224	1.6%
合計	134,779	11.9%	674,469	11.3%

《国内販売台数》

	2018年4月	前年同月比増減%	2018年1～4月累計	前年同期比増減%
乗用車	29,888	17.2%	120,019	13.3%
商用車				
(含1トンピックアップ、SUV)	49,318	30.6%	196,280	16.9%
1トンピックアップ	38,478	25.7%	156,730	13.9%
合計	79,206	25.2%	316,299	15.5%

《自動車関連輸出額》

(単位:100万バーツ)

	2018年4月	前年同月比増減%	2018年1～4月累計	前年同期比増減%
完成車(台数)	-	-	-	-
エンジン	72,571	5.3%	-	-
部品	-	-	-	-
スペアパーツ	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

【出典:タイ工業連盟、タイ自動車インスティテュート、Toyota Motor Thailand Co., Ltd.、報道各種】

Exhibition Infomation

2018 注目の展示会

6月の主な展示会

展示会名	日程	概要	会場
Manufacturing Expo 2018	6月20日(水)～23日(土)	工業生産に関する最新テクノロジーが一堂集結。28Pも注目! (manufacturing-expo.com)	BITEC
「ArrayZ」は Manufacturing Expo 2018 にブースを出展します。広告のご相談、企画のご要望などをぜひ直接お聞かせください! 過去の「ArrayZ」を持参して皆様のお越しをお待ちしております。 ※ブース番号は未定です			

食品加工に関する展示会

ProPak Asia 2018

日程: 6月13日(水)～16日(土)
会場: BITEC
URL: propakasia.com

組み立てに関する展示会

Assembly & Automation Technology 2018

日程: 6月20日(水)～23日(土)
会場: BITEC
URL: assemblytechexpo.com

ものづくり商談会

Mfair 2018

日程: 6月20日(水)～23日(土)
会場: BITEC
URL: mfairshow.com

自動車産業に関する展示会

Automotive Manufacturing 2018

日程: 6月20日(水)～23日(土)
会場: BITEC
URL: www.automanexpo.com

エレクトロニクスに関する展示会

NEPCON Thailand 2018

日程: 6月20日(水)～23日(土)
会場: BITEC
URL: nepconthailand.com

医療に関する展示会

MDA2018

日程: 7月11日(水)～13日(金)
会場: IMPACT
URL: medicaldevicesasean.com

会場情報

Bangkok International Trade & Exhibition Centre (BITEC)

88 Bangna-Trad Road (Km.1), Bangna,
Bangkok 10260
Tel : +66(0)2-726-1999, +66(0)2-366-9797
www.bitec.co.th

IMPACT MUANG THONG THANI

99 Popular Road, Banmai Subdistrict,
Pak Kret District, Nonthaburi 11120
Tel : +66(0)2-833-4455
www.impact.co.th

Queen Sirikit National Convention Centre (QSNCC)

60 New Rachadapisek Road, Klongtoey,
Bangkok 10110
Tel : +66(0)2-229-3000
www.qsncc.com/en/

ミャンマー現地で完全な在庫管理へ

ミャンマー語対応倉庫管理システム

ci.Himalayas/GLOBAL

シーネット ミャンマー 検索

30日間無料デモ受付中!

C NET (Thailand) Co., Ltd.

Unit 144-7, 14th Fl., 43 Thai CC Tower, South Sathorn Rd.,
Yannawa, Sathorn Bangkok 10120
TEL : 02-672-3440 URL : www.cross-docking-thai.com

【お問い合わせ(日本語・英語)】

TEL : 092-563-7770(小田)

E-MAIL : mo_oda@cross-docking.com (小田)

ミャンマーサポートセンターでは、ミャンマー語、英語にて対応しています。

【現地拠点】シーネット ミャンマーサポートセンター
TEL : +95-443-337-343
E-MAIL : info@cross-docking.com



LINEでも受付中

タイ、アセアンの 自動車ビジネス新潮流を読む

第6回

インドネシアの自動車市場の概況と xEV政策動向(前編)

執筆者: 野村総合研究所タイ



マネージング・ダイレクター
岡崎啓一
シニアコンサルタント
山本 肇

自動車市場動向

アセアンでタイに次ぐ生産規模を誇るインドネシアは、2020年までに生産200万台、輸出を現在の20万台から2〜3倍に拡大という計画を発表し、現在のタイの生産台数に並ぶ目標を掲げた。併せて、xEVの生産・販売の目標を生産の20%、つまり約40万台に定め、アセアンでxEVの生産拠点になることを目指す。背景にあるのは、タイに対抗して、域内最大の国内市場規模を活かしながら生産ハブの地位を獲得しようという狙いである。本稿では、インドネシアの自動車市場の概要、生産ハブ化の展望、xEV政策の現状と展望について触れる。

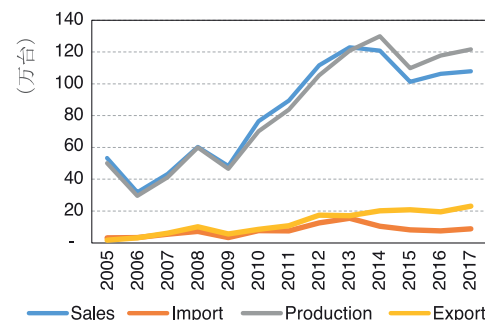
インドネシアの自動車生産は伝統的に国内市場向けが中心であり、完成車輸入が抑えられていたことから、国内市場の変動にほぼ連動して推移してきた。インドネシアの自動車市場は、1997年の通貨危機とスハルト政権崩壊後激減したが、2008年以降、ユドヨノ政権下で政治経済が安定するなか、国内販売は高い成長率を実現、2011年には90万台に達し、域内最大の市場になった。2014年には、国内市場の拡大に加え、輸出が初めて20万台を超えたことから、生産は過去最高の130万台に到達した。

2015年以降は、ルビア為替下落の影響、金利の引き上げ、国内消費の冷え込みを背景に、生産・販売ともに100〜120万台で推移しており、伸び悩んでいる。

インドネシアの2010〜2015年の市場拡大を支えたのはローコスト・グリーン・カー政策(LCGC)である。当政策は、タイのエコカー政策を意識して2013年に策定された1.2リッター以下の小型車の生産優遇策である。この政策の目玉は80%の国産化を条件とした奢侈税の免税であり、トヨタ、ダイハツ、ホンダ、日産、スズキの日系5社から30億ドルの投資を呼び込むことに成功した。LCGCの価格が95百万ルピア(約95万円)に抑えられたこともあり、これまで中古車などを購入していた中間所得層や若年層を中心に普及し、2016年には過去最高の20万台に達した。しかし、2017年以降は、経済成長の鈍化や家計負債の増大を背景に、中間所得層の購買力が低迷し、LCGC市場は伸び悩んでいる。

(Aray27月号に続く)

インドネシアの自動車市場・生産・輸出・輸入の推移



出所: GAIKINDO(インドネシア自動車工業会)

時事通信 特派員リポート

Vol. 30

「ベトナム」経済活動に影落とす汚職追及
「袖の下」根絶の期待も(ハノイ支局 富田共和)



ケン・フー・チョン共産党書記長
(EPA=時事)

ベトナムでは、最高指導者であるケン・フー・チョン共産党書記長が主導する汚職追及の

高成長で正当化

2017年後半以降、日系企業や金融関係者の「物事が動かない」という嘆きやいら立ちを聞く機会が増えた。法制度に定められた書類を提出しても、担当省庁や地方当局から許可の判断が下りない。検討状況などを確かめるために足を運んでも、担当者には「中絶」は「担当省庁が財政健全化を理由に財務省が差し止めている」と説明した(日系企業幹部)事例もある。

当局者が及び腰になる一因は「将来、罪に問われるかもしれない」

国内総生産(GDP)伸び率は7.38%と、1〜3月期としては過去10年で最高を記録した。これを受けて4月中旬に開かれた党幹部会議で、チョン書記長は「汚職追及」の運動が経済・社会を発展させたことを示している」と語り、汚職追及は経済の足を引っ張るのではなく、逆に成長を加速させるとの見解を表明。高成長によって党の方

針の正しさが立証されたとして、現在の路線を継続する構えを強調した。

税関に照準が

許可の遅れなどのマイナス材料の半面、汚職追及の徹底で日本を含む外国企業が恩恵を受ける場面もありそうだ。

ベトナムのラオドン紙は4月、北部の港湾都市ハイフオンの税関職員らの金銭授受の実態を写真付きで報じた。税関が恒常的に賄賂を受け取っていることを白日の下にさらした記事を受けて、チュオン・ホア・ビン副首相が実態調査を指示した。マイ・ティエン・ズン官房長官も5月初め、内外の企業や商工会議所、業界団体呼び、税の問題や通関手続きなどに関する要望を聴取している。

こうした動きに対し、在越外交筋は「記事は、通関業務を『正常化』させるというベトナム政府の意思の表れ」と指摘する。各国政府や企業の関係者は、税関だけでなく各分野の手続きに関する「不透明な慣行」(外資企業幹部)が一掃されるきっかけになるかどうか、動向を注視している。

リアルな情報を発信

時事速報バンコク版

コンテンツを 一部紹介!

「ベトナム」経済活動に影落とす汚職追及

国内総生産(GDP)伸び率は7.38%と、1〜3月期としては過去10年で最高を記録した

※この記事は時事通信社の提供によるもので、2018年5月8日記事

時事速報バンコク版 月額 3500B(税込)

1カ月間の、
無料トライアル受付中!

お申込みは、「バンコク時事」で検索!(画面左上、無料トライアルフォームをご入力ください)
お問合せは、E-mail: Bangkok@thaijiji.com Tel: 02-236-6628

タイ国時事通信社 JIJI PRESS (THAILAND) CO., LTD.

JIJI PRESS
時事通信社

1 最新ニュースを毎日2回お届け!
2 会員サイトで1999年以降のタイニュースも!
日本・アジアの記事も検索!



NRI 未来創発
Dream up the future.

野村総合研究所タイ

《業務内容》

経営・事業戦略コンサルティング、市場・規制調査、情報システム(IT)コンサルティング、産業向けITシステム(ソフトウェアパッケージ)の販売・運用、金融・証券ソリューション
399, Interchange 21, Unit 23-04, 23F, Sukhumvit Rd., Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110
TEL: 02-611-2951 URL: www.nri.co.jp

ISHIZUKA CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD.

松本裕美 ● まつもと ゆみ

現場を改善するパワーと
成長を共にする喜び

小 学校教師とプロの格闘家。一人の話ではない。一人の人生の軌跡だ。松本氏は親族、そして教師という家庭に育ち、自身も小学校教師の道を選んだ。子供の可能性を引き出す教育、人が成長する喜びを感じながらも、目と目、私は自分の可能性に目を向けたのだろうか、本当はやりた

いことがあるのでは。そう思うと居ても立っても居られない。そんな時、アプタビの主子が主催する格闘大会に日本人が出場すると知り、生で見たくてたまらなくなつた。もともと体を動かすのが大好きな性分。ピンとくるもの

が、下馬評では絶対勝てないと言われていた相手だった。ところが見事に勝利。「練習でもベストの気持ちで練習できていました。自分が自分を認められた瞬間です」。自分がにも勝利したことで満足した。

現場の仕組みを学び、現場のタイ人を指導する。「彼らの中には、プラスとマイナスの概念がなく、数が増える、減るから教えることもあり、小学校の子供を相手にしているようでした。でもとても素直で、胸に落ちれば改善しますが



工場のマネジメントと



出来る喜びを共にするために

習慣になるまでは時間がかかりました。ここからはいつか言い続けなければならぬので、こちらも忍耐が必要でした。苦勞もありましたが、「出来なかつたことが、出来る喜びを共にできるのが楽しいですね。それに彼らの「やらない、できない」理由を聞いてみると、私たちが気づかなかつた真実がみえてきて勉強になります。現場を改善するために日本人とやり取りするほうが大変ですよ(笑)」、と笑えるけど笑えない話にも目を背けない。

リングの外からヤジを送るのではなく、現場に入り込んで一緒に改善するというシンプルながらも人間力が試される仕事。リングを工場に移し、教育者と格闘家の顔をのぞかせる。



ISHIZUKA CHEMICAL
(THAILAND) CO., LTD.

700 / 947 Moo5, Tambon Nongkakha Amphur
Panthong Chonburi 20160 THAILAND
Tel: 083-212372
http://www.icssk.com/

メコン地域ビジネス法務

カンボジア、ラオス、ミャンマー 三カ国比較

CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)の「競争法」

今回は、カンボジア及びラオスの競争法(日本の独禁法に相当)についてご紹介します。

1.カンボジア

(1)制定への動き

前回ご説明のとおり、カンボジアでは、競争法が未制定です(ASEANで唯一)。近時、ASEANやWTOとのコミットメントに基づき、未制定・未施行諸国は制定・施行を進めてきましたが、最も遅れているという状況です。昨年2017年10月になって、商業省長官から数年前から商業省で準備していた草案について、年内にも閣僚評議会に提出予定との発表がありました。その後、閣僚評議会に提出され評議会下の担当局で検討中ようです(5月17日時点)。

今後、制定までのステップとしては、省庁間会議、閣僚評議会での最終承認を経て、国会(下院・上院)での決議となります。状況はまだ不透明ですが、順調に進めば近い将来に制定・施行される可能性がありそうです。

(2)草案の概要

現在、公表されている草案は2016年時点のものですが、昨年の発表内容からするとこの内容を踏襲しているようです。下記の通り、競争法効果のある行為を規制対象としている比較法的にスタンダードな内容で、ベトナムやラオス、ミャンマー(次号)のようなその他の経済法領域(不正競争や不当表示)は含まれておりません(なお、これらの規制も未整備です)。

- ① 目的:自由競争を阻害する違法な行為および手続を定め、カンボジア市場の競争を保護・促進すること
- ② 規制当局:Cambodian Competition Commission(カンボジア競争委員会)とその監督下のDirectorate(競争局)
- ③ 違法行為の類型:
(i)反競争合意

吉田重規

2011年弁護士登録後、大手スポーツメーカーの企業内弁護士として勤務、2018年4月よりOne Asia Lawyersに参加。現在はカンボジアに常駐し、カンボジアへのクロスボーダー進出支援業務、M&A、労務、税務、紛争解決案件等を担当。カンボジア日本人商工会総務委員(2018年)。



One Asia Lawyers

One Asia Lawyersは、ブルネイを除くASEAN全域及び東京にオフィスを有しており、日本企業向けにASEAN地域でのシームレスな法務アドバイザリー業務を行っております。

【One Asia Lawyersグループ カンボジアオフィス】

2nd Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St. 93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia
Cambodia +855(0)23-640-5621

【One Asia Lawyersグループ ラオスオフィス】

Phanthaly Law: 2nd Floor, Vieng Vang Tower, Bourichane Road, Unit 15, Dongpalane Thong Village, Sisattanak District, Vientiane Capital, Lao PDR
Lao +856-205453-0065



内野里美

One Asia Lawyersラオス事務所に駐在。ラオス国内で10年以上の実務経験を有する。ネイティブレベルのラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

今すぐ確認 知らないことが
リスクです!

國際
相續



急に襲う交通事故や病気への対応は、事象が発生して初めて知ることが多く、知っていたら対応が違ったと後悔することがある。同じように「知っていたら対策を打ったのに」となるのが国際相続。タイにあるคอนโดミニアムや工場を所有している皆さん、タイの資産は日本の相続税の課税対象外だと思っていませんか。実はタイの資産も日本の課税対象となる人が多くなってきました。「え？」と思ったあなた、この特集を読むことを強くお勧めします。国際相続の情報が乏しいこともありあまり認知されていない分野ですが、先を見通せる人ほど、知れば知るほど重要なタスクであると気づくはず。税理士の宮原裕徳氏による寄稿記事です。

国際相続が注目された背景

国税庁による個人資産管理の強化

国税庁は2015（平成27）年度の
税制改正で、税務当局による国内外の
個人資産情報に関する徹底管理を打
ち出しました。「マイナンバー制度」によ
る国内預金情報の管理、及び非居住者
に関する「金融情報自動交換制度」に
よる国外預金情報の管理で預金情報の
把握を強化しています。

また「財産債務調査制度」及び「国外財産調査制度」により国内外の全体財産の管理も強化の方向です。

資産家による海外への投資や移住などで発生する資産税への対応のため、各国の語学や税務等を習得した国際税務のエキスパートである国際税務調査官を世界の各地に駐在させて、現地で資

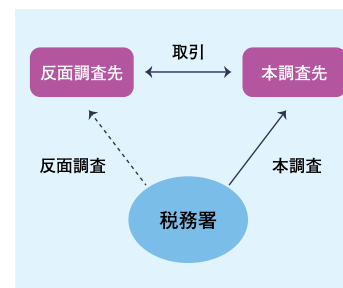
料収集や情報交換等も行い、事案によっては海外における反面調査※も始まっています。

※ 反面調査

反面調査とは、税務調査の手法の1つで、調査対象者の取引先等に対して実施される税務調査のことです。

反面調査は、直接の調査先(本調査先の帳簿を調査しただけでは実態の解明が困難な場合のみ行なわれます。

〈本調査と反面調査の関係〉



となっています。

① 自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座の口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、② 租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国(タイ)の税務当局から、日本の非居住者がその外国の金融機関に保有する口座情報の提供を受けることとなります。

※租税条約
租税条約とは、二重課税の排除と脱税の防止などを目的として主権国家の間で締結される国家間の条約です。日タイ租税条約は1963年に締結されたもので、正式名称は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイ国との条約」

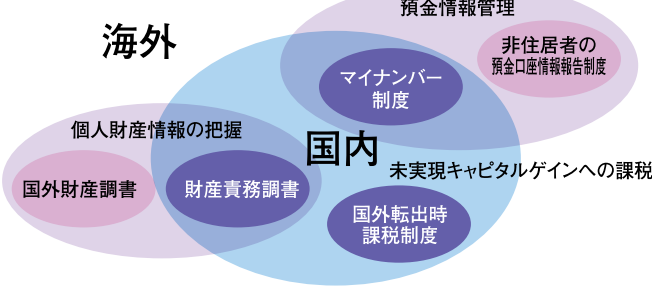
1998(平成10)年から施行されて
いますが、100万円(2009(平成2
1)年3月までは200万円)以上の国
外送金については、金融機関から税務署

国外送金等調書制度

へ、国外送金の金額・相手先等を記載した「国外送金等調査書」が提出されます。この情報を受け取った税務署は、「国外送金等に関するお尋ね」を作成し、対象者に送付して、送金の詳細な内容を求めます。

この「お尋ね」は、国外送金等の理由などを詳細に記載した回答（返信）を求めるものであり、国外送金等調書に記載された送金等について課税漏れが生じていないかを確認するために行われます。「お尋ね」には法律上の回答義務はありませんが、重なる連絡を無視してしまつと、いらぬ疑義を抱かれる可能性があります。

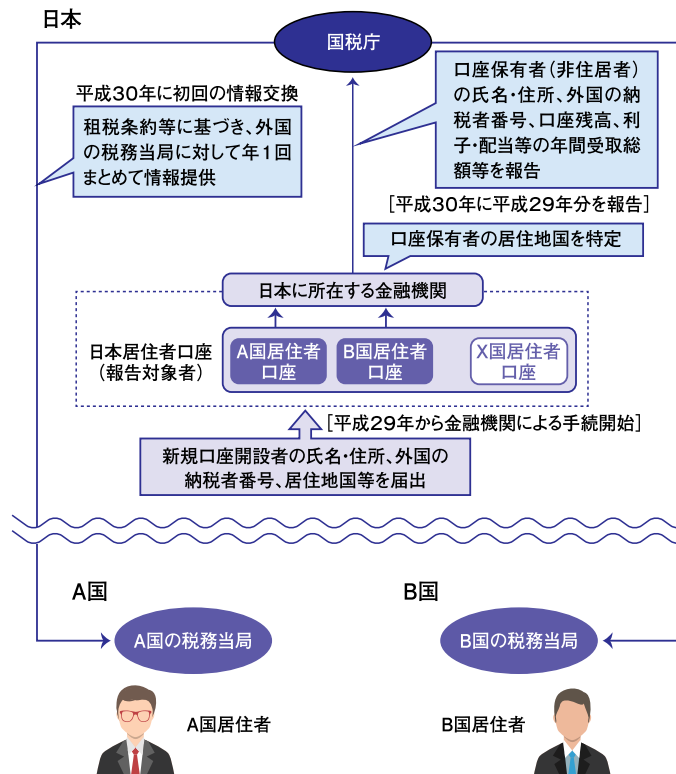
〈国税庁による個人資産情報の把握〉



金融情報自動交換制度

外国の金融機関を利用した国際的な脱税及び租税(税金)回避に対処するため、非居住者に係る金融口座情報を各国の税務当局間で自動的に交換するための報告基準が確立されました。

日本



国外財産調書制度

2012(平成24)年税制改正により創設された制度ですが、毎年12月31日において、合計5000万円(時価)を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに「国外財産調書」と「国外財産調書合計表」の2つの書類を所轄税務署に提出しなければなりません。

また2016(平成28)年12月31日分(2017(平成29)年1月1日以後に提出するもの)からは、氏名・住所・生年月日等のほかに、マイナンバーの記載も必要となります。

「国外財産調書」に記載を要するものは、国外にある財産で、区分に応じて、種類別用途別・所在別毎に、数量・価額等を記入し、有価証券等については、価額の他に取得価額も国外財産調書に記入しなければなりません。

なお「財産債務調書」を提出する場合であっても、「国外財産調書」の提出義務に該当する人は、両方提出しなければなりません。

「国外財産調書」において、次のような行為をした場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとされています。

タイに資産を所有している方が亡くなった時、一定の条件をクリアしないと相続人の遺産をタイから日本に持ち帰ることができません。これはタイの金融機関や土地局(日本の法務局)が、日本で作成した遺産分割協議書や、相続人がその本人であることを、タイで証明することができないからです。

タイでは「日本の被相続人がタイに所有する資産」に対して相続税を課税する法律はありませんが(一定の条件を除く)、法定相続人が被相続人の金融資産他を持ち出す際は、金融機関等自身の責任問題を回避するため非常に慎重です。

確実に相続財産を承継するためには、下記に記述する資料を作成し、該当するタイの金融機関その他の所轄官庁で、相続に関する資料を証明しなければなりません。

海外相続の手順としては、日本での相続発生時と同様に、財産の内容を把握して一覧表を作成することから始めます。銀行預金や証券口座などの金融資産の場合は、金融機関から送られてくるシートメントで、名義(単独名義か共有

①偽りの記載をして「国外財産調書」を提出した場合

②正当な理由がなく提出期限内に「国外財産調書」を提出しなかった場合

③「国外財産調書」に関する調査について、職員の質問に対して答弁せず、または偽りの答弁をした場合等

④「国外財産調書」に関する調査について、正当な理由がなく要求資料の提出に応じず、または偽りの資料を提出した場合等

国外証券移管等調書制度

2014(平成26)年度税制改正により創設された制度です。「国外転出時課税制度」の導入に伴い、国外へ移管する有価証券については、金額に関わらず移管したすべての有価証券が証券会社等を通じて税務署への報告の対象となっており、特に現在では日本の居住者で有価証券を1億円以上所有している中小企業の経営者は注意する必要があります。

- 「国外証券移管等調書」の記載事項は、
- ①移管等をする人の氏名または名称、住所または所在地
 - ②移管等の依頼を受けた金融商品取引業者等の名称、所在地
 - ③移管等に係る国外の金融商品取引業者等の名称、国名
 - ④移管等をした有価証券の種類、銘柄

被相続人の財産が日本に持ち返れなくなる可能性あり!!

国際相続発生の場合

名義か・残高・取引支店等を確認します。

不動産であれば、権利証(Deed)で名義を、不動産税通知書(Notice of Assessment)あるいは売買契約書などでおおよその金額をそれぞれ確認し、それぞれの財産がどこにあるかを確認します。

タイでの相続税課税資産の把握と評価

1、タイの有価証券(公開株式・未公開株式)

上場株式については、日本国内の株式と同様にその株式が海外で上場されている金融商品取引所が公表する課税時期の最終価格によって評価します。未上場のタイ法人の株式は、原則として「純資産価額方式」に準じて評価を行います。

相続発生時にタイ法人の貸借対照表を「純資産価額方式」によって評価すると、以前に購入した不動産の価額が数倍になつており、株価が高騰して法定相続人の相続税課税評価額が吊り上げられるとい

株数または口数、となっています。

また、罰則規定もあり、以下の違反行為をした人は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています。

- ①移管等をする人については、告知書の不提出及び虚偽記載による提出
- ②金融商品取引業者等については、「国外証券移管等調書」の不提出又は虚偽記載による提出

財産債務調書制度

2015(平成27)年度の税制改正により、従来の「財産債務明細書制度」に代わり、新たに「財産債務調書制度」が創設されました。

※財産債務調書制度

所得税確定申告書を提出しなければならぬ人が、①その年分の総所得金額が2000万円を超え、かつ②その年の12月31日において資産価額(時価)の合計額が3億円以上の財産、または1億円以上の国外転出特例対象財産を所有する場合に、「財産債務調書」を翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出するという制度です。

う事態に発展することもあります。

そのためタイでは「実勢価額」(不動産の時価)の高い不動産等の価額は、未上場会社の株価に重大な影響を及ぼしてしまうのです。

またタイの未上場株式の評価にあたり「類似業種比準方式」に準じて評価をすることはできません。これは類似業種株価等のもとなる会社が、日本の金融証券取引所に上場している日本法人を対象にしており、タイ法人とは一般的に類似性を有していないとされているからです。

通常「類似業種比準方式」での評価は「純資産価額方式」での評価より低くなります。

会社の規模にかかわらず「純資産価額方式」でしか評価できないということは、タイ法人の株価は日本法人と比較するときに割高になってしまうこととなります。

なお日本の財産評価基本通達では、少数株主が所有している未上場株式の評価については「配当還元方式」で評価することになっていますが、少数株主が所有しているタイの未上場株式の評価について「配当還元方式」を用いることができるかにについては国税庁の判断は明確にされていません。

ただし国外財産についても原則として財産評価基本通達に従って評価し、少数株主が所有する株式評価は議決権ではなく、配当金をもとにして評価を行うと

マイナンバー制度(預金口座への付番)

2015(平成27)年9月のマイナンバー法の改正により、利用範囲が拡充されることになりました。

具体的には、①預貯金口座へのマイナンバーの付番、②医療等分野における利用範囲の拡充等、③地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲が拡充されました。特に「預貯金口座へのマイナンバーの付番」に関しては、預金保険等マイナンバーを利用できるようにすると共に、銀行等に対する照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課しています。

改正に伴い2018(平成30)年1月より、預金者は銀行等からマイナンバーの告知を求められることになりました。

POINT

2015年から国内外の資産に対し徹底的に管理する方針を打ち出した国税庁。グローバル化により海外進出を始めた人たちがリタイアする初めての時期でもあり、前例を教えてくれる人も少ない。大丈夫と思っている人も専門家に相談を。

いう「配当還元方式」の趣旨からすると、タイの未上場株式の評価にあたっては「配当還元方式」を用いることができると思われます。

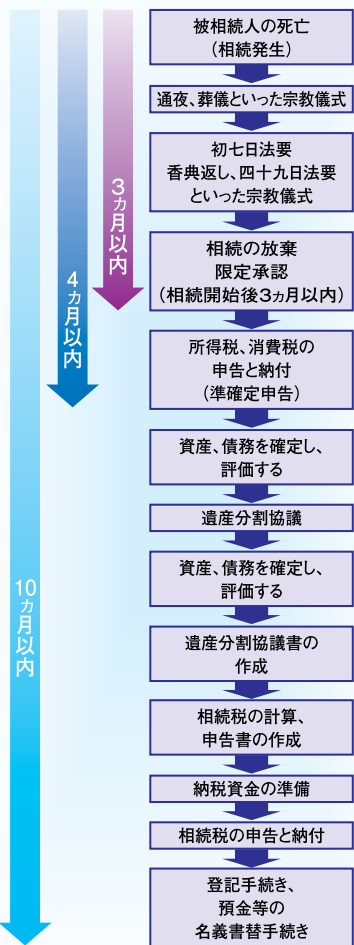
2、タイの不動産(土地・建物)

日本の相続税法上、外国の土地評価については国税庁質疑応答事例において、「土地については、原則として売買実例価額、地価の公示制度に基づく価格及び鑑定評価額等を参酌して評価」すること、及び「課税上弊害がない限り、取得価額または譲渡価額に、時点修正するための合理的な価額変動率を乗じて評価」すること、「合理的な価額変動率は、公表されている諸外国における不動産に関する統計指標等を参考に求めることが述べられています。

つまりタイの不動産は相続発生時に、日本の相続税法で実質的に不動産の時価(実勢価額)※1での評価を行うよう定められているのです。

ところが日本の不動産は相続発生時に上述のように、土地の場合は不動産の時価(実勢価額)※1から分離した「公示価額」※2から、さらに2割減額された「路線価方式」で評価しますし、建物の場合は「公示価額」から、さらに3割減額された「固定資産税評価額」で評価されています。

〈タイムスケジュール〉



※1 遺産分割協議書
日本の「遺産分割協議書」をタイの金融機関に提出する場合、法定相続人が「本人であること」の確認が求められる。この場合相続人全員の署名についてそれぞれサイン証明書を要求されます。

日本の相続手続きにより相続人間で遺産分割協議書を調印し、関係者全員の印鑑証明も集めていたが、さらに相続人全員に公証役場に行ってもらい、署名の公証（本人がサインしたことを証明する）を取得してもらうことはかなりの負担です。

タイには印鑑証明書が無いので、代わりにサイン証明書を要求されますが、法定相続人が「本人であること」が先

方で確認できれば、印鑑証明書（英訳付きの必要あり）でもよいはずですが。

なお遺産分割協議書のため「サイン証明書」の発行を受ける時は、サイン前の遺産分割協議書および日本国籍であることが確認できる書類が必要で、「サイン証明書」は、証明を行う領事の前で署名等を行う必要があるため、必ず本人が申請に行かなければなりません。

※2 死亡診断書（除籍謄本）
タイでは被相続人が亡くなったことを証明する必要がありますが、日本で死亡を公的に証明する書類は「除籍謄本」となります（「死亡診断書」という公的書類はありません）。死亡診断

書は、除籍謄本を英訳し、除籍謄本を添付した翻訳書に公証人による公証を受けることになります。

海外では、日本国大使館が英文の「Death Certificate」を発行してくれますが、これらもともと英文なので、英訳の必要がなく便利です。ただ、日本国大使館は除籍謄本を確認の上「Death Certificate」を発行してくれますが、現地の窓口に直接出向く必要があり、日本から除籍謄本を郵送しただけでは「Death Certificate」の発行には応じてくれない場合が多いようです。

すなわち、翻訳者が、「英訳の内容が原本の内容と相違ないこと」などを宣誓して翻訳書に署名し、これについて

POINT

被相続人はこれらの手続きを行わなければならない。注意すべきは、日本への納税は相続人が死亡して10ヵ月以内に現金で納付しなければならない点。タイの銀行預金を凍結された場合、解冻までに数ヵ月かかることも。タイの預金から納税をと考えている場合、すぐに手続きを始めなければ間に合わない可能性も。

金融機関の口座については、ステートメント（定期的に送られてくる取引内容の通知書）に記載されている問合せ先に電話から手紙で問い合わせることになります。

また、マニュアルに沿った形式的、標準的な回答が中心で、日本人の相続手続きについて

3、タイの銀行預金

金融機関の口座については、ステートメント（定期的に送られてくる取引内容の通知書）に記載されている問合せ先に電話から手紙で問い合わせることになります。

また、マニュアルに沿った形式的、標準的な回答が中心で、日本人の相続手続きについて

※1 時価（実勢価額）
時価（実勢価額）とは、実際の取引が成立する価格のことです。売り手と買い手の間で需要と供給が釣り合う価格をいいます。

※2 公示価額
公示価額は、地価公示法に基づいて、毎年1月1日における標準地を選定して「土地取引のバロメーター」を判定し公示するもので、公共事業用地の取得価格の算定等の基準とされています。

しかしタイを含むASEAN5カ国の2015年のGDPは平均5.5%と、不動産の「時価（実勢価額）」が不動産取得時点より大幅に上振れる可能性が高まっており、タイで所有している不動産を相続発生時の時点で何の対策も立てずに日本の相続税法で評価すると、不動産の「時価（実勢価額）」で評価することになるため、多額の納税となる可能性があるのです。

4、重要 相続が発生した時の手続きと書類

（1）被相続人の必要書類整備
（金融機関他によって提出資料が異なる場合があります）

相続手続きを行う際には、亡くなった方の①戸籍謄本②婚姻証明書③遺産分割協議書※④死亡診断書※を日本側で揃えて、下記の手続きを行いタイの金融機関他に提出します。

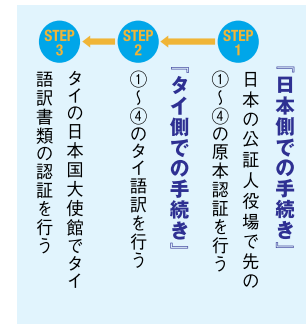
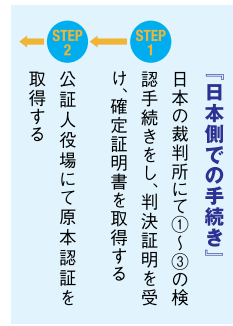
また最近ではステートメントを郵送せず、口座明細をオンラインで確認するケースが増えてきているようです。オンライン明細を利用している場合は、家族が口座のあることすら確認できない可能性も高いため、タイに財産をお持ちの方は、なるべく財産の覧を作成の上、家族同士で情報をあらかじめ共有しておくことが重要です。

いて具体的に的確な回答がすぐに得られるかは不明なため、むしろ、時間はかかるものの、英文の手紙で事情を説明し、回答をもらうようにしたほうが、記録に残るのよいと思われる。

問い合せを行う場合は、名義人が○月○日に死亡したこと、自分は名義人の相続人であること、相続手続きに当たって必要な書類を送って欲しいこと、などを説明する必要があります。

（2）法定相続人（または相続管理人）の必要書類整備
（金融機関他によって提出資料が異なる場合があります）

相続財産を取得する相続人は、①戸籍謄本②婚姻証明書③パスポート等を日本側で揃えて、次の手続きを行います。また亡くなった方の銀行の通帳が紛失している場合は、タイの警察署で④紛失届（通報紛失等の場合）も取得しタイの金融機関他に提出します。

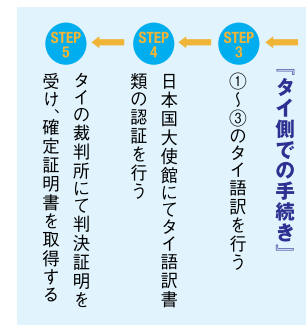


（3）法定相続人がタイの金融機関口座未開設の場合

法定相続人がタイを訪れ、被相続人の預金がある金融機関で法定相続人の口座を新しく開設します。

タイの金融機関（銀行・証券会社）
①銀行に上記書類を持ち込み、被相続人の相続財産を法定相続人の口座に移動する
②証券会社に上記書類を持ち込み、被相続人の株式を法定相続人の名義に変更する

タイの不動産
タイの土地局にて被相続人の不動産の名義を法定相続人の名義へ変更します。



て、公証人は「記載内容（翻訳）が真実である旨を（翻訳者が）宣誓した上で署名したことを認証します。

国際相続に該当する具体的なケース

具体的なケースを前に、納税義務者の対象と近年の法改正を見ていきます。

タイに居住しタイの財産にもかかわらず、日本の相続税を課される無制限納税義務者

《所得税法上の納税義務者》

所得税法上は、日本国籍を有する個人でも、日本に住所が無い、または1年以上継続してタイに居所(住んでいるところ)がある人は「日本の非居住者」となり、それ以外の「日本の居住者」が所得税の納税義務者となります。

この判定においては「住所」「生活の本拠地」が重要な要素となり、所得税法・相続税法上もいずれも「日本国籍を有し、日本国内に生計をにする親族があり、また日本国内において職業、資産の有無等に照らして、その人が日本国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足る事実があるとき」は、その人は日本国内に住所がある」とみなしています。

【改正点①】 過去のタイ居住期間の拡大

被相続人・相続人共に相続時前10年以内の住所での判断と範囲が拡大しました。

【改正点②】 一時的滞在者の場合

一定要件の場合、一時的滞在者の場合は国内財産のみが課税対象とされました。

【改正点③】 制限納税義務者の範囲の拡大

国外に居住する被相続人等が相続等の時前10年以内に国内に住所を有していることがある場合に、外国居住、かつ外国籍の相続人等については非居住無制限納税義務者となり国外財産を含む全財産が課税対象となります。

POINT

改正点①は5年から10年に変更されている。5年で記憶している人は注意が必要。

《相続税法上の納税義務者》

日本国籍を持つている相続人及び被相続人がともに10年超継続して海外に住んでいると、相続人は「制限納税義務者」となり日本国内の財産にのみ課税され、タイの財産には課税されません。上記の条件を満たさない場合、相続人は「居住無制限納税義務者」又は「非居住無制限納税義務者」に区分され、タイと日本両方の財産が日本の相続税の課税対象となります(一時的滞在者の場合は対象外)。

日本の相続税を課される財産の判定

「居住無制限納税義務者」及び「非居住無制限納税義務者」は日本・タイの財産両方に課税されるため財産の所在を判定する必要があります。

しかし「制限納税義務者」は日本の財産のみに課税されるため、財産の所在地がどこか、判定を行う必要があります。

事例から考える課税対象

1 CASE

親(被相続人)がタイ在住、子供(相続人)が日本に居住している

工作機械を製造するタイ法人であるタイ山田機械株式会社(国外財産)を20年以上経営している山田社長は、アユタヤでコンドミニアム(国外財産)を所有しています。また日本にも兄弟会社である山田機械株式会社(国内財産)を経営しています。この山田社長には太郎さんという息子がいますが、東京で銀行に勤めています。タイで山田社長が亡くなった場合、太郎さんが相続した財産は日本から課税されますか。

↓太郎さんは日本の国内財産とタイの国外財産の両方に課税されます。

解説

被相続人である山田社長はタイに10年超居住しており、日本の国内に住所はありませんが、相続人である太郎さんは日本の住所があるため「居住無制限納税義務者」となり、日本の国内財産である山田機械株式会社の株式とタイの財産であるタイ山田機械株式・コンドミニアムの両方に課税されます。

2017(平成29)年度 相続税制改正

相続人等 受贈者	被相続人 贈与書	国内に居住	国外に住居	
			日本国籍あり	日本国籍なし
国内に居住			10年以内に国内に住所あり	左記以外
			改正点2 国内財産のみ課税	改正点3
国外に居住		10年以内に国内に住所あり	国内財産を含む全財産課税	国外資産も課税対象に!!
		上記以外	居住無制限納税義務者	制限納税義務者 国内財産のみ課税

2 CASE

親(被相続人)がタイから日本に帰国するケース

タイで30年にわたってクリーンティランド社を運営していた佐々木社長は、70歳になったため日系企業に会社を売却し、日本に帰国することになりました。この佐々木社長には陽子さんという一人娘がおり、日本の佐々木社長の自宅(国内財産)に住んでいます。タイには会社を売却した代金が銀行預金(国外財産)として残されています。佐々木社長が亡くなったときに陽子さんが相続した財産は日本から課税されますか。

↓陽子さんは日本の国内財産とタイの国外財産の両方に課税されます。

解説

被相続人である佐々木社長は10年超年タイで暮らしていましたが、日本に帰国してしまつたため日本に住所のある居住者となります。また相続人である陽子さんは日本に住所があるため「居住無制限納税義務者」となり、佐々木社長が所有しているタイの財産としての銀行預金(在外財産)と日本の自宅(国内財産)の両方に課税されます。

3 CASE

由香さん(制限納税義務者)と敦さん(無制限納税義務者)両方が相続人のケース

武者小路社長は日本で中古タイヤの輸出を行う日本タイヤタイヤ社(国内財産)を運営していますが、15年前に子会社のタイヤシリヤ社(国外財産)をシリヤに設立しました。今は奥様である由香さん(社長と同時期に来タイ)とバタヤのコンドミニアム(国外財産)で暮らしています。武者小路社長には息子敦さんがいますが、日本タイヤタイヤ社の役員になっており、日本には銀行預金(国内財産)もあります。武者小路社長がタイで亡くなった時、由香さんと敦さんが相続した財産は日本から課税されますか。

↓息子敦さんは日本の国内財産とタイの国外財産の両方に課税されます。妻由香さんはタイの国外財産には課税されず、日本の国内財産のみに課税されます。

解説

被相続人である武者小路社長は10年超タイで暮らしており、日本に住所ありません。相続人である由香さんは日本国籍ですが、10

年超タイで暮らしており、日本に住所はありません。そのため、「制限納税義務者」となり、日本タイヤタヤ株式会社銀行預金(国内財産)のみに課税され、タイの財産には課税されません。相続人である敦さんは日本に住所があるため「居住無制限納税義務者」となります。そのため日本タイヤタヤ株式会社銀行預金(国内財産)とタイヤシラチャ株式会社コンドミニアム(国外財産)の両方に課税されます。



夫(国内居住者…贈与者)が妻(海外居住者…受贈者)に贈与する場合

義雄さんは奥様であるビヤボンさん(タイ人とバンコクのコンドミニアムに居住していましたが、帰国し、日本の博多の自宅に住んでいます。所有している博多の自宅日本の銀行預金(国内財産)及びタイのコンドミニアム(国外財産)をビヤボンさんに贈与しますが、日本の贈与税は課税されません。

↓ビヤボンさんは日本の国内財産とタイの国外財産の両方に贈与税を課税されます。

解説

・贈与者である義雄さんは現在日本居住者で、受贈者のビヤボンさんは

これに対してBOIを取得した日系タイ法人の土地や、日本人個人がタイで取得したコンドミニアムは、日本国が提示している土地の「路線価」または建物の「固定資産税評価額」を適用できないため、「時価(実勢価額)」での評価となってしまう。日本の「路線価額」「固定資産税評価額」と比較しても割高な評価となってしまう。

しかし日本でも建築基準法や都市計画法、加えて借地借家法などに照らすと、国税庁が定めた財産評価基本通達ルールの範疇では判断できない複雑な環境や状況下に置かれている不動産があり、このような物件は不動産鑑定評価により減額可能なのです。

タイに資産を所有している日本人の不動産を、タイで不動産鑑定を行って評価額を減額していきますが、日本の国税庁は海外の不動産鑑定書を採用する上での条件があり、大前提は日本の不動産鑑定と同様の基準(日本はアメリカの不動産鑑定評価を採用)で評価しているかどうかです。

タイの不動産鑑定は、日本と同じアメリカの不動産鑑定評価方法(もしくはそれに準じる方法)を行っており、日本と同様の基準で不動産鑑定評価書を作成することが可能です。

アメリカの鑑定評価では①原価法(Cost Approach)・②取引事例比較法

タイ人で日本国籍がないため、博多の自宅(国内財産)、日本の銀行預金(国内財産)及びタイのコンドミニアム(国外財産)の両方に課税されます。

・受贈者であるビヤボンさんはタイで産まれたため日本の国籍はなく、日本の住所もありません。贈与者である義雄さんは帰国し、現在日本の住所があります。2013(平成25)年税制改正で、受贈者のビヤボンさんに日本国籍と日本の住所がなくとも、贈与者の義雄さんが日本の居住者である場合はビヤボンさんに贈与する名古屋の自宅(国内財産)及びコンドミニアム(国外財産)の両方に課税されることになりました。



**2017(平成29)年度
税制改正ポイント**

良太さんはバンコクに住んで3年になりますが、タイでタイ人と結婚して息子ティックくんが産まれてもうすぐ1年。ティックくんは日本の国籍はありません。このたび、息子のティックくんに良太さんが所有している日本の銀行預金(国内財産)とタイの有価証券(国外財産)を贈与しようと思っていますが日本の贈与税は課税されますか。

↓ティックくんは日本の国内財産及びタイの国外財産の両方に贈与税を課されます。

解説

贈与者である良太さんはバンコクに住んで10年以下ですが、日本に住所があります。受贈者である

ティックくんはタイで産まれたため日本の国籍がなく、日本の住所もないため、今までは「制限納税義務者」でしたが、2017(平成29)年度税制改正により、「非居住無制限納税義務者」となりまし、この場合、日本の銀行預金(国内財産)、タイの有価証券(国外財産)いずれを贈与しても日本の贈与税が課税されます。

日本からの相続税を少しでも減税するには!!

相続税対策

最後に、事前に行える相続税対策の概要を説明します。

《タイの不動産・株式を妥当な評価に變更する》

タイの日系企業の資産評価(デューデリジェンス)を行っている、貸借対照表上最も大きい割合を占めているのは、不動産・金融資産・棚卸資産です。

またタイに居住している日本人が亡くなった場合「日本にいる相続人」に対して「タイの資産に日本の相続税」が課税されますが、タイ居住日本人の相続財産の中

定相続人の相続税に重大な影響を及ぼしてしまうのです。

つまり会社が所有している不動産の評価額を減額できれば、相続時の株価評価も下がるため、法定相続人の相続税も減額できるということなのです。

※1 路線価方式

路線価とは相続税の計算をする上で課税基準となる土地の「単価」の事で、道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額であり、国税庁が毎年算定しています。「公示価額の8割程度」。

※2 固定資産税評価方式

家屋の相続税評価を行う場合、「固定資産税評価」という評価方法が採用されています。価額の水準は「公示価額」の7割程度とされています。根拠法は地方税法です。

POINT

銀行預金の解凍はやり方を間違えた場合、取り戻せずタイの国庫行きという可能性もゼロではない。その場合でも日本の相続税は額面通り徴収される。事前にできる節税対策もあるため、後手に回らないこと。



代表取締役・税理士
宮原 裕徳

1992年早稲田大学商学部卒業。1992年4月より吉木公認会計士事務所・株式会社トラスト・飯塚公認会計士事務所勤務。1999年11月に宮原税務会計事務所(現ラムチップ・パートナーズ国際税務会計事務所)を設立し、2002年1月には株式会社ラムチップ・コンサルティング(現株式会社ラムチップ・パートナーズ)を設立、代表取締役就任。2013年9月にLAMTIP PARTNERS (Thailand) Co., Ltd.を設立LMD就任。今に至る。

株式会社ラムチップ・パートナーズ
ラムチップ・パートナーズ国際税務会計事務所
ラムチップ・パートナーズ社会保険労務士事務所

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-1-3 紅花ビル3F
TEL +81-3-6202-7174 FAX +81-3-6202-7175
E-mail miyahara@miyatax.com
www.miyatax.com

■バンコクオフィス

LAMTIP PARTNERS(Thailand) Co., Ltd.
1 Glas Haus Bld., Floor II Room 1104/2 Soi Sukhumvit 25,
Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110



相続に強い、辻・本郷税理士法人が解説

国際相続の 対策ポイント

日 本全国で相続対策サービスを展開する辻・本郷税理士法人のタイ拠点、
Hongo Toyo Accounting Co., Ltd.の佐藤洋史 Managing Director
に、相続問題の対策ポイントについて伺った。

早期対策が節税の選択税を増やす

今後日本の相続税は増税が予想されます。相続対策は早期から取り組むことで、生前贈与、教育資金贈与と信託、非課税枠を活用した生命保険、不動産の活用といった様々な節税方法が検討できます。ただ、日本の国税庁が抜け穴を封じようと常に税制を変えており、この対策なら絶対に大丈夫！と言いつけるものは正直なところありません。

金融情報自動交換制度が施行されたことで、税務当局は日本人が海外に保有する金融資産まで追えるようになりました。また、以前までは被相続人と相続人が海外に5年を超えて居住している場合、課税対象は日本の財産のみで海外の財産は非課税でした。

が、現在は居住年数が10年超に延び、要件が厳格化されています。

一方で法人税率の引き下げや事業承継対策税制の改正など、法人の事業承継については手続きがスムーズになってきています。相続時には、争族とも表されます。相続人が複数いる場合は、被相続人の生前に、会社の後継者に株式を譲渡するなど対策を考えると、兄弟間の争いを未然に防ぐことにもつながります。節税も重要ですが、残された遺族が揉めないための対策もまた重要なポイントではないでしょうか。

「相続」が「争族」にならないために

日本の民法では、法定相続人の優先順位



Hongo Toyo Accounting Co., Ltd. 佐藤洋史 Managing Director

が「配偶者と子」「配偶者と直系尊属」「配偶者と兄弟姉妹」と決められています。トランプに発展するケースが多いのは、被相続人の「配偶者と子」が相続する一次相続よりも、配偶者が亡くなった後の二次相続において子供間の、特に（法定相続人ではない）子の配偶者が続いた場合で、トランプの回避には遺言の作成が有効です。

遺言の作成は、相続人同士が揉める心配のある方以外にも、相続人がいない方、相続人以外に財産を遺したい方にお勧めしています。当然ながら、遺言は相続が発生する前に（被相続人の生前に）形式要件を揃えた有効なものを作成しなければなりません。そのためには被相続人が、日本以外の国で保有している不動産の評価や銀行預金残高など、

ご自身の財産をきっちり把握しておく必要があります。

日本の相続税の申告期限は、被相続人の死後10カ月以内となっており、相続人が限定的に相続（限定承認）する相続を放棄する場合に、被相続人の死後、原則3カ月以内に決めなければなりません。また、日本の税務署は日本語の書類しか受け付けていませんので、証明書類の翻訳にも時間がかかると、これを加味すると、やはり早めの準備が肝要と言えます。

日本の税法は世界有数の複雑さで、毎年改正されることから、タイをはじめ海外にも家族と資産がある方は、日本のみならず、以上に相続対策が複雑になります。専門家に相談するなど、できる限り早くから相続対策を講じましょう。

辻・本郷税理士法人

日本全国（61拠点）とタイ現地において、日本国内規模最大の税理士法人ならではの対応実績と、事例・最新の税法をもとに相続対策をサポート

Hongo Toyo Accounting Co., Ltd.

(本郷・東洋アカウンティング株式会社)

- ・相続・事業承継コンサルティング ・記帳代行
- ・税務申告代行 ・アウトソーシングサービス
- ・国際税務コンサルティング ・税務トラブル対応

お問い合わせ

☎02-258-3323 ☎02-260-0567

✉Kaikai@hongo-t.com

📍駐在者：井口、佐藤

📍32/27 Sino-Thai Tower 6th Fl., Sukhumvit 21 Rd., (Asoke), Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

Vol.3 PMI①

製造業における

アジアでの「CFO経営」

日本とアジアで20年、1300社の経営に
寄り添ってきたエスネットワークスが解説する、
在アジア日系企業の経営管理術。

経営目線で 実地棚卸を行う

今回からは、アジアの製造業におけるPMI（管理体制）を数回にわたってご説明します。多くの日系製造業がタイに進出していますが、皆様課題としてお持ちなのが、在庫適正化（削減）ではないでしょうか。

なぜ、製造業では在庫適正化（削減）への取り組みが必要とされているのでしょうか。結論から先にお話ししますと、営業キャッシュフローの改善に大きな効果をもたらす要素の1つであるからです。在庫とは、陳腐化して利用価値のない「不在在庫」と、まだ回転はしているものの最低限保有残高より多い「余剰在庫」に分けられます。「不在在庫」を生産させない仕組みを機能させることで在庫損失リスクを回避で

在庫適正化（削減） という課題

き、「余剰在庫」を削減することにより必要運転資金が減少しますので、短期・中期的に余裕資金を発生させる効果があります。

まず、在庫残高を正確に管理することがスタートですが、未上場会社の場合、多くの企業、言い過ぎなければはばすべの企業において、適正に部材／商材別在庫残高が管理されていません。毎月1回かそれ以上の頻度で実地棚卸を行い、部材別の在庫がいつ、どの生産ラインに払い出し、月末にいくら残っているかを把握します（実地棚卸業務についてはお問合せください）。

明確に在庫残高を数値化することによって、余剰又は不在

庫の把握ができることになり、営業C/Fの改善に繋がります。また、カウントしなかった場合、下記事例のように営業C/Fを大きく悪化させている可能性が御座いますので、読者の皆様も製造目線ではなく、経営目線で在庫をチェックしてみることをお勧めします。

事例

年間数10億円の中堅規模のある会社では、1年に1～2回しか利用しない補修部品を1,000個以上保有し、年間販売量の30倍分に当たる製品在庫を倉庫の中で保管されていました。「大量リコールに備えた部品」「1つ1つが安い」「腐らない商品であるから」というのが製造部目録の回答（理由）でしたが、これが原因で会社全体の営業C/Fが悪化。本社からの借入を行う必要が発生していました。



奥村 宙己
Hiroki Okumura

立命館アジア太平洋大学卒業、2014年、(株) エスネットワークに新卒として入社。スポット支援として事業計画作成、事業デューデリジェンス、財務デューデリジェンス、M&A アドバイザーを担当。常駐支援として管理体制作成支援、月次決算体制構築支援、再生企業の事業計画実行支援、クロスボーダー PMI を担当。タイ国において進出サポート及び会計・税務コンサルティングに従事。

))) 対策

毎月1回かそれ以上の頻度で実地棚卸を行い、
部材別の在庫がいつ、どの生産ラインに払い出
され、月末にいくら残っているかを把握する。

→ 明確に在庫残高を数値化することによ
って、余剰または不在在庫を把握する。

常駐支援を通じて CFOの機能をご提供

- 将来投資 (M&A プロセス支援、アジア進出支援など)
- 財務戦略 (企業再生、ファイナンシャルアドバイザーなど)
- 形式知化 (PDCA サイクル構築支援、経理・財務・経営企画支援など)
- ロジスティクス (人事・労務管理支援、人材紹介など)
- 事業戦略 (組織再編支援、MBO 支援、事業承継支援、IPO 支援など)



ES NETWORKS
(THAILAND) CO., LTD.

TEL: 02-016-3178
E-MAIL: h-okumura@esnet.co.th
URL: www.esnet.co.th

【エスネットワークス拠点】

東京本社／札幌支店／仙台支店／名古屋支店／大阪支店／福岡支店
ES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE.LTD (シンガポール)／
ES NETWORKS VIETNAM CO., LTD. (ホーチミン・ハノイ)／
ES NETWORKS HONG KONG CO., LTD. (香港)／
ES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)

／ 組織のレバレッジポイントはここにあった！ ／

「人事」が経営を変える。

後編

“人事とは、世の中を変えていくレバレッジポイントである”。

そう話すのは、多業界での人事採用を経て人材研究所を設立した曾和利光氏と、タイ・バンコクを拠点に組織人事コンサルティング会社Asian Identityを運営する中村勝裕氏。会社組織のみならず、社会を変えていくほどの影響力を持つ「人事」の可能性について、お二人に語っていただきました。



曾和利光

中村勝裕

愛知県出身。上智大学外国語学部を卒業後、ネスレ日本入社。その後、コンサルティング会社リンクアドモチベーション(東証一部上場)において組織変革コンサルタントとして数多くのプロジェクトに従事した後、GLOBIS ASIA PASIFICにおいて東南アジア各地における企業人材育成や、日本人の海外研修の企画や運営を担当。2014年よりタイに移住し、タイ人とともにAsian Identity Co. Ltdを設立。日本人とタイ人の混成チームで、日系企業の人材開発、組織活性化を支援するコンサルティングを行っている。

愛知県出身。京都大学教育学部教育心理学科卒業後、株式会社リクルートで人事採用部門を担当。最終的にはゼネラルマネージャーとして活動したのち、株式会社オープンハウス、ライフネット生命保険株式会社など多岐の業界で人事を担当。「組織」や「人事」と「心理学」をクロスさせた独特の手法が特徴とされる。2011年に株式会社 人材研究所を設立。企業の人事部(採用する側)への指南を行うと同時に、これまで2万人を超える就職希望者の面接を行った経験から、新卒および中途採用の就職活動者(採用される側)への活動指南を各種メディアのコラムなどで展開する。

変化の時代にこそ知識は活きる

中村 曾和さんと半期に一度、企業の人事マネージャーや経営幹部の方向けに開講している「HRカレッジ(人事の学校)」の卒業生は、延べ約250名に達しました。曾和 日本だと企業全体に占める人事担当者の割合は約1%が平均値なので、単純計算すると約250名の卒業生の方々が携わる、およそ2万5000人の働き方に影響を与えうる可能性があるということになりますね！人事担当者の考え方が変われば、その企業に勤める社員の方の働き方や考え方が変わっていきま

きちんとしたセオリーを学ぶ機会があまらぬ。曾和 変化の時代にこそ、普遍的な知識は活きます。人間である以上、心理学などの原理原則は必ず通用するからです。そして人事は経営戦略と結びつきが深く、この2つはつながっていることを理解しなければなりません。HRカレッジには人事マネージャーの方だけでなく、経営幹部の方にも参加いただける

視野の広い人事をつくる

曾和 人事は体系的に学ぶと密度が濃くて、一気に学ぶとけっこう疲れます(笑)。HRカレッジでは受講される方に消化していただきやすいよう「採用・配置・育成・組織開発(モジュールA)」というソフト面を学ぶ回と、「評価・報酬(モジュールB)」

というハード面を学ぶ回に分けて講座を実施しています。中村 2018年下半年は9月21・22日にモジュールAを開講しますが、ここでは求める人材像を決定し、見極め、効果的な採用を行う方法から、採用した人材の適材適所や相性・マッチング、キャリア形成を考えた配置の仕方。さらに人材育成のデザインスキルを身に付け、組織開発までを学びます。また11月16・17日に開講するモジュールBでは、人事等職のつくり方や考え方、等級評価・報酬の制度設計などについて学びます。特に評価制度は運用が非常に重要で、制度が形骸化してしまわないためにはどうするべきか、というののポイントまでカバーした内容にしています。曾和 あとは人事担当者が何を学び、どう成長すべきかという、人事担当者ご自身のキャリア形成についてもお話させていただいています。中村 HRカレッジでお話するのは「日本だからこう、タイだからこう」という内容でなく、企業の国籍や規模、形態を問わず、変化にも対応できる普遍的な人事の原理、原則です。コンセプトは、①人事を体系的に学ぶこと、②人事を実践的に学ぶこと、③日本人とタイ人が一緒

「HRカレッジ」受講者の声



タイ人の人事総務担当者と一緒に受講しました。設立5年目で現在も事業を拡大中のため、当初は今の段階で社内に人事制度を設けるのは時期尚早ではないかという迷いがありました。しかし受講してみて、経営方針と共に制度も変わって良いのだと思うようになったことは大きな収穫です。早速、社内で受講内容を共有し、人事制度を設定してみたところ、経営者からは見えなかった社員の不平・不満を解決するきっかけとなり、社員の働きやすさが向上。組織の透明性が確立されたことで、実際に重要な人材が離職を思いとどまってくれた、というプラスの効果を得ることができました。 (30代日本人経営者)

Asian Identity 2018年度公開講座

Asian Identity講座の特徴

お客様からご要望の多いテーマを中心に日本人、タイ人双方参加頂ける講座をご用意しています。(一部講座を除く)

会場:MIRAI Room (Major Tower Thonglor 10階(最寄: BTS トンロー駅))

日・タイ	コース	対象	概要	言語	期間	価格	開催日
タイ人 日本人	HR カレッジ(人事の学校) ＜モジュール A 採用・育成編＞ [HRC - Module A] (アセスメント実施)	人事マネージャー 経営幹部	人事を基礎から学ぶ。特に、人材採用における人の見極めや、人や組織の育成方法について学ぶ。	日本語 タイ語	2日間	12,000 (THB)	9月21日(金) ～22日(土)
タイ人 日本人	HR カレッジ(人事の学校) ＜モジュール B 評価・報酬編＞ [HRC - Module B]	人事マネージャー 経営幹部	人事を基礎から学ぶ。特に、評価・報酬制度の設計の考え方や、運用のポイントについて学ぶ。	日本語 タイ語	2日間	12,000 (THB)	11月16日(金) ～17日(土)
タイ人 日本人	アイデンティティ・ リーダーシップ・ワークショップ [IDL]	マネージャーおよび強いリーダー シップを身に着けたい方	自分自身の有りたい姿を発見し、リーダーとしてのビジョン発信と周囲を動かす力を身に着ける。	日本語 タイ語	3日間 連続	28,000 (THB)	12月20日(木) ～22日(土)
タイ人	地頭・ロジカルシンキング [JAL]	論理的思考が求められている 管理者や企画業務に携わる方	「考えること」とはそもそも何かを学び、業務を論理的に進められるようになる。	タイ語	1日間	6,000 (THB)	6月22日(金)、 11月1日(木)
タイ人	顧客価値創造ワークショップ [CVW]	営業、マーケティングに関する 業務に携わる方	営業や顧客接点を担うスタッフが いかに相手を理解し、自社商品の 魅力を伝えるかを理解する。	タイ語	1日間	4,500 (THB)	8月2日(木)
タイ人 日本人	タイ・日本 異文化コラボレーション [CCC]	日・タイのコラボレーションを 実現したい方	日本人とタイ人の文化の違いについて 学び、どのようにすればコラボ レーションできるかを議論する。	日本語 タイ語	1日間	10,000 (THB)	10月11日(木)

【お申し込み・お問い合わせ】 Asian Identity Co., Ltd.

Asian Identityは、バンコクを拠点とする人事組織コンサルティングファームです。

Tel. +66-2-392-3288 Email: info@a-identity.asia Web: http://asian-identity.com

Major Tower Thonglor Fl.10, 141 Soi Thonglor 10, Sukhumvit Road, Khlong Tan Nuea, Wattana, Bangkok 10110

工業生産に関する最新テクノロジーが一挙集結!

ME MANUFACTURING EXPO 2018

6月20日～23日の4日間、15回目の開催となる「MANUFACTURING EXPO 2018」がBITEC(バンコク国際貿易展示場)で開催される。世界各国から約2,400ブランドが、プラスチック、金型、電子基板などに関する最新技術を出展予定で、4日間を通して8万5,000人以上の来場者を見込む。

Exhibitor Interview 2

東京都中小企業振興公社
(Tokyo SME Support Center)
事業戦略部 国際事業課 課長
須崎数正氏

出展ブース:1B23(HALL 101)



一東京都中小企業振興公社について

東京都において50年以上の歴史を持つ、中小企業の総合的・中核的な支援機関です。タイ王国をはじめとするASEAN企業と、長期にわたってWin-Winのパートナーシップを構築する架け橋となることを目的に、Manufacturing Expo 2018に出展します。

一タイはASEAN他国に比べて、日本にとって魅力的な投資先ですか?

当センターは、タイ王国が推進する政策「Thailand 4.0」の進展に期待するとともに、これまでに培ったサプライチェーンを活かし、新たな成長産業分野についても、タイ企業と東京の中小企業の両者が取り組めることを期待しています。

本展示会は、ASEANにおける工業分

野の企業とのビジネスマッチングを展開するうえで欠くことのできない貴重な場です。今回も主催者であるReedTradex社のサポートを得ながら、取引先となるローカル企業などを開拓し、新たなWin-Winの商談機会を得たいと考えています。

Exhibitor Interview 3

Mitsubishi Electric Automation
(Thailand) Co., Ltd.
General Manager
萱島俊二氏

出展ブース:2A23(HALL 101)



一三菱電機オートメーション タイランド社について

当社は1975年にオリエンタル・エレクトリック・インダストリーとして設立、2005年に現在の社名となりました。設立時の主製品はモーターで、その原材料であるアルミダイカスト品も当初から自製していました。その後は自動車や二輪車のパーツ類などに加え、1979年には積算電力量計の製造で、98年にはポンプの生産も開始しました。また、90年より放電加工機を、2003年からはレーザー加工機の輸入販売及び関連サー

ビスを開始しています。加工機の販売については、当初より販売体制とともにサービス部門の強化を図ってきたことが納入後のお客様の信頼獲得につながり、現在の販売拡大に大きく寄与しています。

一タイの政策「Thailand 4.0」を受け、製造業界は産業の高度化が求められています。変化する産業界で有効なソリューション技術とは?

タイは主力の自動車産業が一時的低迷から回復局面にあり、日系企業を中心に製造品の高度化、高精度化がますます拡大するものと予想しています。当社としては高精度化、並びに生産性向上を主眼に様々な製品、技術、サービスをご提案していきたいと考えており、特に従来より注力しているサービス力の向上をさらに強化すべく、日本と同等の管理体制を導入、きめ細かいサービス体制の構築を図り、お客様の生産性向上に貢献していきたいと思っています。

Manufacture Expo 2018では、新型制御装置搭載のワイヤ放電加工機「MV-1200R D-CUBES」で新適応制御、D-CUBE NL制御による2回加工での速度向上を実現したデモ加工を実施します。また、高機能・高生産性形放電加工機「EAS8」ではグラファイト電極による高速・低消耗加工・IDPM技術をご紹介するほか、タイでは初となる、三菱電機放電加工機リモートサービス「iQ Care Remote4U」によるIoT技術のご紹介も予定しています。ご来場のうえ、製造現場の見える化の実現、稼働率向上、ランニングコスト削減ソリューションをご覧ください。

2018年6月20日～23日

10.00-18.00時・BITEC, バンコク



EVOLVE

ASEAN地域のビジネス拡大のために

Manufacturing Expo 2018ではASEANの製造業およびその関連ビジネスの中心地で活発なビジネスチャンスを提供します。タイ国内外の85,000人以上の製造業関係者が来場し、理想的なビジネスパートナーが見つかります。東南アジアでのビジネスチャンスを得るために是非ご来場下さい。

※同展示会にお越しの際は適切な服装でお越しください。15歳未満の方、ショートやサンダル・スリッパでご来場される方は入場できません。

ASEAN's Leading Machinery and Technology Event for Manufacturing and Supporting Industries

ME MANUFACTURING EXPO 2018



一緒に行われる:



協賛:



主催:



Reed Tradex



+66 2686 7299 ✉ manufacturing-expo@reedtradex.co.th
manufacturingexpopage 🌐 www.manufacturing-expo.com

フラッシュ:
6月17日に事前登録をしてください!

現地からレポート! CLMV最新トピック

【第16回】ラオス、カンボジア編

ビエンチャンのeコマース事情

最近、ビエンチャン市内で、鮮やかな緑色の車を見かけたので、一体何だろうと運転手に声をかけてみると、1枚のチラシを手渡されました。そこには「ラオス初のOnline Supermarket」とあります。そこで、インターネットで検索してみたところ、オンラインで食品などを購入すると、あの緑の車で自宅まで届けてくれるのだそうです。

ラオス国内のeコマースについてどんな法律や規制があるのか、商工省に聞き取りに行きました。すると、eコマースは新形態のビジネスで、既存の消費者保護法(2010年)や電子商取引法(12年)ではカバーされておらず、まさに現在、商工省、郵便・電気通信省、科学技術省などが新しい法令を起草中とのことでした。

eコマースは政府も注目するビジネスのひとつで、すでに商工省とラオス商工会議所が主導する「Plaosme.com」というオンラインショップもあります。今後のスピーディーな法整備が期待されています。



◀ オンラインスーパーマーケットのチラシ

▶ ラオスの中小企業が出店するオンラインショップ「Plaosme」



タイの周辺、メコン4カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)現地で流行しているモノやコト、最近増えている、または注目の投資業種や案件、新制度の決定や施行とその実情などの政治経済トピックを、現地に在の専門家よりお届けするコラム。

第16回はラオスとカンボジアからのレポートです。



One Asia Lawyers ラオス事務所
内野里美

1979年生まれ、東京外国語大学ラオス語学科卒業。
2005年よりラオスにて日本のNGO、日本大使館勤務を経て2016年3月よりJBLメコンラオス事務所に常駐、現在に至る。

info@oneasia.legal
http://oneasia.legal/info

カンボジア総選挙の先に見えるもの

1993年の総選挙でカンボジアが新たな国造りをスタートして25年。今年7月には、そこから数えて6回目の総選挙が行われます。

真の民主主義の根底には、自由で公正な選挙が下地としてなければなりません。過去のカンボジア総選挙では必ずしもそのようにはなっていませんでした。例えば前回2013年の総選挙では、1,000万人近い有権者のうち、100万人以上の有権者が選挙名簿から漏れていた、多くの海外出稼ぎ労働者達が投票の機会を与えられなかったりしました。また票の売買、票の集計方法の不正、一部メディア統制などの問題も生じました。

今年の総選挙では、フンセン首相率いる与党人民党の圧勝が予想されています。

が、この背景には今年に入り実施された最大与党の解体が大きく起因しています。親中姿勢が強い与党人民党が大勝利を収めることが、中国の覇権主義を受け入れることとイコールにならない事を祈るばかりです。真の民主主義実現に向けて、大好きなカンボジア国民と政府の信頼関係が築かれて欲しいものです。



@Photo by Seang Sopheak



MATES GLOBAL
COMMUNICATIONS CO., LTD.
代表取締役 柳内学

1975年生まれ、城西大学経済学部卒業。
2007年、カンボジアにNGOの職員として赴任し、日本語学校の設立運営に従事。
2009年、教え子と共に同社を設立。
現在はカンボジア人向け情報誌の発行事業を主に他事業を分社化、経営を多角化している。カンボジア在住10年。

yanai@mateskh.com
https://chugapon.com
www.mateskh.com

【BOI事業の開始時期】
「BOI」の奨励事業のみを行う企業は、奨励事業を行うための準備期間もBOI事業を行っている。これ自体は正しい理解で

「BOI事業」と「Non BOI事業」(以下、非BOI事業)に関する認識を誤って解釈していたため、税務調査を受けることができなかった。税務調査において免税事業ではないとの判断で課税されたなどという相談をいただくことがあります。相談をいただく経理担当者やBOI担当の方のお話からわかるのは、BOI側の見解のみで事業を捉えていたり、歳入局側にしか確認を取っていないため、BOI事業と非BOI事業の認識を誤って解釈してしまい、結果的にこのような問題が発生するケースが多く見受けられるということです。会社設立やBOIの申請手続きをされた担当者の方は正しい認識をされていたのに、後任の方に正しい情報が伝わっていなかったことが原因で、解釈に誤りが生じるケースもあります。今回は、過去にBOI事業と非BOI事業の捉え方で誤った理解をされてしまった、具体的な事例をあげて解説していきます。

【法人税免税特典を持つ企業であれば自動的に法人税が免除される】

【法人所得税の免税対象限度】
BOIの奨励事業であっても、奨励証書に示された製品やサービスの限度(売上個数や金額等)に定めがある場合、定められた数量を超えて収入を得た場合は法人所得税の免税対象となりません。そのため、BOI認可事業であっても非BOI事業としてBOI事業とは明確に区分して会計処理を行う必要があります。恩典の対象となる年間生産量を把握することで、プロジェクトの拡大申請を行うなどの措置を取ることができます。

J Glocal Accounting Co., Ltd.
Managing Director

坂田 竜一

大学卒業後、証券化に特化した会計事務所勤務を経て2009年タイ。大手日系会計事務所で5年間勤務し、日系金融機関は多くの日系企業の会計・税務・監査業務に従事する。2013年12月、J Glocal Accounting Co., Ltd.を設立、タイと日本の会計・税務の専門家として日系企業へのサポートを行う。



免税特典を持つ企業であっても、恩典を利用するしないかは各企業の判断となります。免税特典を持つ企業であっても、決算日から120日以内にBOI事務局に対して監査報告書を提出し、法人税免除の申請をする必要があります。その後BOIからの調査、通知を受け、決算日から150日以内に国税への申告を行うことで、法人税が免除されます。

JGA
J Glocal Accounting Co., Ltd.
www.jga.asia

言葉、文化を超えてグローバル日系企業が
本業に専念できる環境を提供します。

業務内容

記帳代行/月次決算、財務諸表作成/税務相談、コンサルティング
各種税務申告書作成/給与、社会保険業務
スポット業務(選付請求、デューデリジェンス、M&A他)

Thai Office

10/183 (2402) 24Floor, The trendy Building,
Sukhumvit Soi 13 TEL: 02-168-6225

Japan Office

<はらしま会計事務所> 2006年7月設立。日本国内の税務業務及び各種コンサルティングの他、タイ進出企業の日本本社向けに総合コンサルティングサービスを提供。
J Glocal Accounting社の日本オフィスとしての役割を担う。

聞きたくても聞けなかった、タイの税金事情
BOI事業と非BOI事業の解釈とは

GDMが解説する＜業界動向＞

⑥テクノロジーセクター編

タイ経済を読み解くにあたり、SET (Stock Exchange of Thailand) に上場している企業の売上規模を把握しよう。
第6回は、テクノロジーセクターのメインプレイヤーをご紹介します

MONTH'S TOPICS

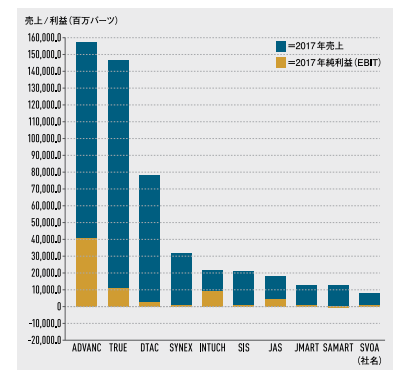
テクノロジーセクターの動向

海外投資を背景に成長してきたタイですが、ここ数年間に目を向けると大洪水や軍事クーデターなどの影響もあり経済の成長力は鈍化傾向にありました。しかし、2017年の実質GDP成長率は+3.9%と直近数年間では最高の伸び率となり、2018年についてもタイ経済成長率の見通しは+3.6%、+4.6%になると見られ、この傾向は今後も続くと考えられます。今回取り上げるテクノロジーセクターは、通信や電子部品の分野を扱っているセクターです。その中でも今回は、現在ほぼすべてのビジネス業界に必要な不可欠なサービスを提供している「通信」にフォーカスします。通信分野は、主にPCやモバイル等の機器の販売をしている企業とブロードバンドインターネット等の通

信インフラを提供している企業に分けられます。また、多くの企業で共通のテーマとして①農材部、都心部門のデジタルディバイド解決②製品や通信インフラの性能UPによる生活水準の向上、③タイランド4.0時代に備えた積極的投資、が挙げられます。業界の傾向としては、政府がIT業界に対する投資の優遇措置をしていることや社会の都心化に伴ってタイ国民のIT機器や通信インフラの需要が伸びていることから、業界全体としては上昇傾向にあります。一方で、通信機器や通信インフラ単体での差別化は難しく、企業間の競争は激しい状況にあります。これまでのタイのテクノロジーセクターは、主に先進国で発明された製品や技術を国内に浸透させることが、今後はValue-Based Economyの実現に向けて投資が活発化し、最も変化が激しく、またタイの産業の中で主役になっていくセクターだと考えられます。で、今後も定期的にウォッチする必要があるでしょう。

テクノロジーセクター「通信」

10社売上、純利益の比較

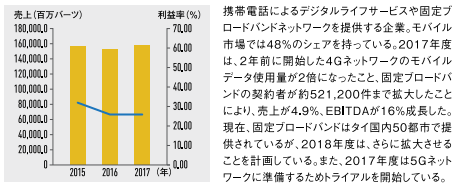


※売上規模のみを比較

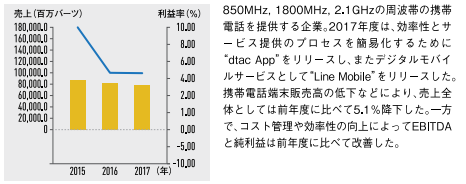
	会社名(売場コード)	主要ビジネス	売上 (百万バーツ)	純利益 (EBIT)
1	Advanced Info Service アドバンスドインフォサービス (ADVANC)	携帯電話	158,477.2	41,223.0
2	True Corporation トゥルーコーポレーション (TRUE)	固定電話・携帯電話 ADSL	147,602.8	11,925.9
3	Total Access Communication トータルアクセスコミュニケーション (DTAC)	携帯電話	78,740.6	3,890.3
4	SYNNEX (Thailand) シンネックスタイランド (SYNNEX)	PC販売/修理	32,624.3	825.1
5	Intouch Holdings インタッチホールディングス (INTUCH)	投資持株会社	22,543.4	9,330.1
6	SIS Distribution (Thailand) SISディストリビュータ (SIS)	携帯、PC製品販売	20,190.6	429.2
7	Jasmine International ジャスミンインターナショナル (JAS)	通信、ITシステム	18,288.5	3,929.3
8	Jay Mart JAYマート (JMART)	携帯販売	13,236.9	1,091.7
9	Samart Corporation サマート (SAMART)	通信、ITシステム	13,129.9	-1,312.9
10	SVOA SVOA (SVOA)	PC販売	8,968.7	292.4

各社、年比較

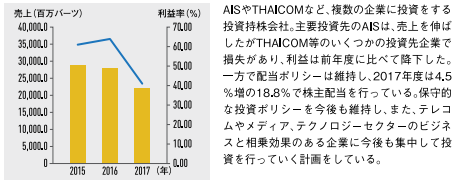
アドバンスドインフォサービス (ADVANC)



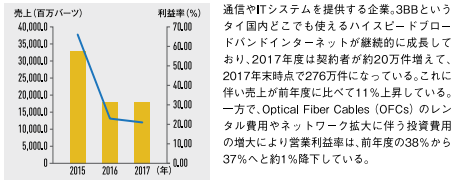
トータルアクセスコミュニケーション (DTAC)



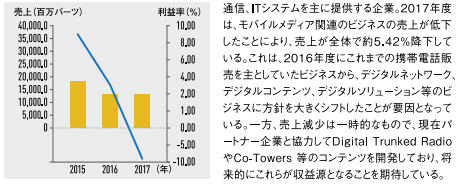
インタッチホールディングス (INTUCH)



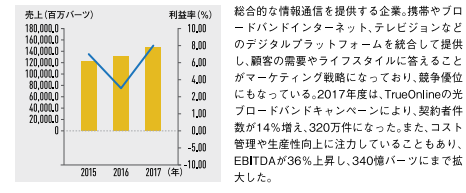
ジャスミンインターナショナル (JAS)



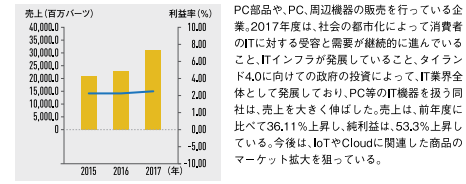
サマート (SAMART)



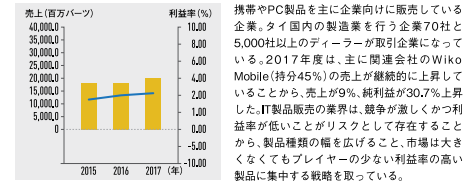
トゥルーコーポレーション (TRUE)



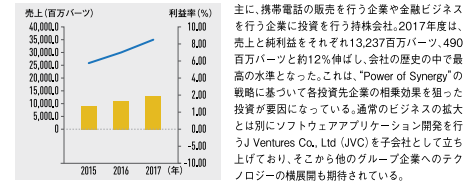
シンネックスタイランド (SYNNEX)



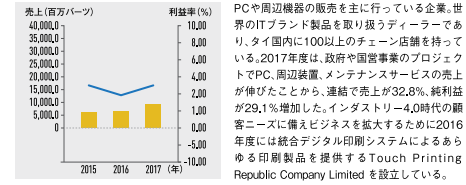
SISディストリビュータ (SIS)



JAY マート (JMART)



SVOA (SVOA)



※ランキングは、SET に上場している企業のセクター別売上額を基準にしています。
※本資料は情報提供を唯一の目的としており、
予測・分析の妥当性などは独自で判断ください。

グローバル経営 適地生産適地販売

アイシン精機グループ—AT大増産に2,000億円投資

国内・アジアなど1,320万台

アイシン精機グループが、自動変速機(AT)の大規模な増産を決めた。日本や中国を中心に約2,000億円を投じ、2020年度の全世界での生産台数を17年度比約3割増の1,320万台に増やす。一方でATは電気自動車(EV)には使われない。地域ごとの完成車メーカーとの合弁工場やライセンス供与、またEV向け駆動システムの開発などで将来のAT需要減を見据えたリスク分散も図る。



▲岐阜県瑞浪市に整備中のアイシンAWのAT工場

「市場のEV比率が3割程度であれば、ATベースの駆動装置の需要は変わらない」。アイシン精機の伊原保社長は自信を示す。ATはEVには使われないが、駆動力にエンジンとモーターを併用する簡易的なハイブリッド(HV)駆動システム「マイルドHV」には使われる。またモーターのみで駆動できる「ストロングHV」向けにも、従来のATにモーター一つを組み合わせた「1モーターHV」を開発中だ。

世界の車市場全体の拡大も考慮すると、EVの販売比率が、世界で30年に3割に達したと仮定しても、既存のATをベースとした駆動製品の市場は大きく変わらないと同社は見ている。2,000億円の巨費を投じるATの大増産の背景には手堅い需要見込みの裏打ちがある。

ATの増産は、子会社のアイシン・エイダブリュー(AW)を中心にグループ全体で進める。まず日本では、岐阜県瑞浪市に

ATの新工場を稼働。18年末からAT部品の加工を開始し、19年2月には前輪駆動(FF)車用の8速ATの生産を始める。19年中に追加で能力増強を実施し、同工場の年産能力を70万台とする。このほかアイシングループの既存工場も増強し、国内でのAT生産台数は20年度に960万台(17年度比17%増)となる。

一方、アジアでは中国とタイでATを増産する。中国ではアイシンAWが広州汽車集団系、浙江吉利控股集团系とそれぞれ6速ATの合弁工場を20年に稼働する。両合弁会社にはアイシンAWが60%、合弁相手が40%出資。天津市と河北省唐山市の既存工場も増強し、中国でのAT生産を20年度に240万台(同約2.7倍)に高める。タイの工場も能力増強し、ATの年産能力を30万台とする計画だ。

中国2社との合弁会社設立では、先々のAT需要の減少リスクを車メーカーとの

間で分け合う判断もあったとみられる。アイシン精機首脳は「先々のAT投資には危険もある。中国市場の情報を収集する上でも合弁にはメリットが大きい」と話す。

AT比率の高まる欧州では、アイシンAWがフランスのグループPSAにFF車用の6速ATの生産ライセンスを供与。PSAは20年以降に同国北部バレンシエンスの工場で年30万台のATを生産する方針だ。

“EV時代へ布石”

EV時代への布石も打つ。プラグインハイブリッド車(PHV)向けの駆動システムを高出力化し、システム制御を追加したEV向け駆動ユニットも開発中。「電動化に全方位で対応できる唯一のパワートレインメーカー」(伊原社長)を目指し、競争力を高めている。

※記事提供・日刊工業新聞(杉本 要 2018/5/16)

監査・不正・税務調査・内部統制・会計システム等でお悩みの企業様へ

一筋縄ではいかない

タイ会計管理

向上の話

経理マネージャーによる
不正は怖い

新興国で多い従業員による不正、その中でも会計に大きな権限を持つ経理マネージャーが横領を働くと被害額が大きくなります。

これは、経理部が「金銭」と「帳簿」との両者を同時に取り扱うためです。会社の資産類は、管理書類によって有価の管理が行われます。つまり、「資産」とその資産の管理書類は1セットの存在ですが、横領行為を隠蔽する際は、この管理書類を改変する場合が多いのです。

ここで、「金銭」の究極の管理書類は「帳簿」ですが、経理部は、この「金銭」「帳簿」の両者を同時に扱っているため、「金銭横領+帳簿改変」という隠蔽行為を行い易い立場にあります。

不正を どのように防ぐか

そこで、マネージャーの権限をどう制限するかが問題となります。有効な方法の1つが、「仕訳伝票(Journal voucher)」の2名以上の作成・承認による隠蔽防止です。マネージャーが部下に対し「こ

の仕訳は私が自分で作成しておく」と伝え、伝票を作成、自己承認を行い隠蔽を行っています。

範囲で実施するだけでも抑止効果がありますので、ぜひトライしてみてください。



西川和輝 (日本国公認会計士)

BBS (Thailand) Co., Ltd.

早稲田大学商学部在学中に公認会計士合格。卒業後、あずさ監査法人に入所し監査業務に従事。2014年よりBBS (Thailand)にて会計コンサルタントとして在泰日系企業の会計管理向上を支援。主な講演実績として、りそな総合研究所主催「海外事業の収益改善! 「攻めと守り」の現法管理」、同協賛信用金庫/バンコク駐在員事務所主催/アマタコン工業団地日本人主催「社長のための会計情報活用と不正対策」、自社開催「会計情報活用と不正対策(延べ191名聴講)」など。

不正の内容	対策例
小口現金を横領し、対応額を「その他流動資産」内に隠す。	・仕訳伝票を2名以上で作成/承認。 ・伝票のサイン/添付証拠を内部監査。
小切手帳から1枚抜取り、サインを偽造したうえで現金引出し。引出しが露見しないよう銀行勘定調整表(Bank reconciliation)を改変。	・銀行勘定調整表を2名以上で作成/承認。 ・同表の作成・承認サイン欄を内部監査。
[VAT納付は現金納付のみ]と偽り、繰引きでない小切手へサインをさせる。現金を引出した後、納税せずに着服のうえ、帳簿上は納税したものとして記帳。半年ほど繰り返した後に退職。 ※繰引小切手については別の機会に解説予定	・仕訳伝票を2名以上で作成/承認。 ・伝票のサイン/添付証拠を内部監査。 ・基本的に繰引でない小切手へサインしない。 ※サインする際は「本当に手元現金として引出しが必要なのか」を確認 ※VATは振込み納付可能のため現金引出しは不要

読めば未来が
コアナ産業情報が満載
見えてくる。
日刊工業新聞 電子版

先ずは
無料会員から
お試しく下さい

<http://www.nikkan.co.jp>



BBS
BUSINESS INNOVATION
Management Innovation

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

設立：1967年8月 売上高：230億16万1000円 <連結>

BBS (Thailand) Co., Ltd.

55 Wave Place Building, 10th Floor, Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

02-255-0423 info_th@bbs.co.jp www.bbs.co.jp/th

日本人中心の支援 ネイティブレベル通訳 リーズナブルな価格

コンサルティングサービス実績例

- ・内部監査代行
- ・会計業務レベル調査/改善
- ・内部統制強化/不正対策
- ・監査指摘事項改善
- ・買収時財務DD
- ・J-SOX対応
- ・決算早期化
- ・会社統合/買収後PMI
- ・ERP導入支援

低価格クラウド型ERP(会計システム)による会計見える化・効率化

- ・低価格
- ・多言語レポート
- ・不正の牽制
- ・会計報告効率化
- ・経営データ分析

元外資系投資銀行アセットマネジャーが分析する!

バンコク不動産投資最新動向

第26回 危ない自称不動産投資の専門家達

5月に開催した東京、大阪、名古屋での4回にわたる「バンコク不動産投資セミナー」が終わり、久しぶりにバンコクに戻ってきた。今はあたふたとこの原稿を書いているところであるが、ここ3週間ほど日本にいたこともあり、最新情報から離れていたのが書くネタがない。そこで今回はこのセミナー内容について書くことにした。

東京のセミナーでは、有難いことに定員を超える満席でもうこれ以上は入れないというほど盛況であったのだが、今回は、5月末に出版した2冊目の本、『続・バンコク不動産投資 実践編』の中でも書いてある不動産投資のそもそも論でもあるプレビッドのキャッシュフローの作り方や売買時の税金の計算方法、そして投資理論について少し解説した。

しかしながら、投資利回りとか平米単価という単純な算数の世界から、普段聞き慣れないIRR(内部収益率)とかNPV(浄味現在価値)、Time Value of Money(お金の時間価値)というファイナンス数学の世界に入ったので、途中で眠くなった人も少なからずいたように思う。

筆者の前職であったGEキャピタルやドイツ証券だけでなく、ゴールドマンサックスやモルガンスタンレーなどの投資銀行で不動産投資をするプロにとっては基礎知識なのだが、今回、敢えてこういう内容を持ち出したのには理由がある。

最近、何人かの個人不動産投資家で経験豊富と自負する人達と面談する機会があったのだが、彼らは何か勘違いしていると思ったのである。不動産投資というのは、ある意味、お金と度胸さえあれば誰でもできる身近なものであり、特に日本の場合、首都圏でそれなりにロケーションのいい築浅物件を買っておけば、厳しい宅建業法や建築基準法、品確法に守られていることもあって、極端な失敗は少ない。

従って、それまで自分がやってきた日本での成功経験を基に持論を展開する人も多い。これはちょっと変なたとえであるが、ゴルフスコアを自慢する人が、頼まれてもないのに他人のスイングを見てあ

だかこうと能書きをいいたがるのにどこか似ている。これに辟易した経験のある人は筆者に限らず多いと思うが、不動産投資というのはこういう自称専門家が多い世界でもある。

しかし、バンコクで海外不動産投資をする場合、豊富な経験がある人などほとんどいないはずだ。筆者も9年前からバンコクで不動産投資を続けているが、今も試行錯誤の連続である。それにもかかわらず、自分は長年不動産投資をやってきたからタイでも大丈夫、という根拠のない自信に満ちた投資家ほど、英語もタイ語もさっぱりできなかったりするのである。これではタイの取引慣習もわからないし、下手をすると手付金詐欺にあったりするのが落ちた。最近では、アシユンアソークの引渡しができない問題やアユタヤで45億円にも上る大掛かりな日本人投資家相手の詐欺事件があったが、海外不動産には危険がいっぱいという一面もあるのだ。

そこで今回のセミナーでは、自宅ではなく投資として不動産を売買する以上、ロケーションやクオリティという誰でもわかる単純なことだけでなく、その判断にはプロがやるようなファイナンス面の分析も必要である、とちょっとややこしい話をした次第である。

ところで、この新しい著書には、こういう投資理論の話だけでなく、これからバンコクの不動産市場はどうなっていくのか、これから様変わりする駅はどこなのか、そして筆者のバンコクで最初の投資物件の購入から売却に至るまでの経験談も書いているので、興味があれば是非読んでいただきたい。



藤澤 慎二

前職はドイツ銀行の国際不動産投資ファンド、RREEFのシニア・アセットマネジャーで米国公認会計士。現在はバンコクに在住し、自身のブログ「バンコクコンドミニアム物語」(<http://condostory.blog.jp/>)で、バンコクの不動産マーケット情報を発信している。

連絡先:087-481-9709
bkk.condostory@gmail.com



バンコクのコンドミニアム事情がわかる!

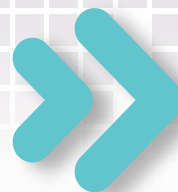
『続・バンコク不動産投資 実践編』

藤澤 慎二 著

(三省堂書店より発売中)

現地のマーケットデータに基づき、

日本人投資家必須の基礎知識を解説。



【連載第52回】但野和博のコンサルコラム

サポート実録記“タイの経理現場より”

シーボム社編(8) 「派遣体制の仕切り直し」

(前回までのあらすじ)

～派遣サポートとして2名投入するものの、結局残ることになったメイさんで現場をまわせる体制に戻し、一旦派遣を引き取ることになった。その後、結局はメイさんが退職することになり再度派遣を再開するのだが……

シーボム社の常駐派遣として復帰したムさんとラムさん。辞めたメイさんが受け持っていた連結システムへの入力業務なども囁れてムさんがマネージャー“級”の役職として受け継いだ。ここがみそだが、マネージャーではなく“級”とつけて区別しているのは、これまで経理部門でマネージャーの役職をつけたことがなかったからだ。自社プロパー社員ではないのにマネージャーにするのは抵抗があるということでの落とし所だ。とはいえ、マネージャーに準じる業務内容を依頼されたので、本人に自覚を促すためにマネージャー“級”という説明で納得して復帰してもらったのである。

一方のラムさんだが、ここでもう一歩波が待ち受けていた。「話があるので、時間ください……」。シーボム社では話づらいことらしく、こちらの事務所の会議室で面談となった。

「ムさんによくなるべく嫌味を言われたり、差別的発言をされるんです。このまま続けて働くのは無理かもしれません……」。涙も溢れさせながらの訴えであった。

ラムさんはイスラム教徒であるため少しの時間だが業務を抜けて礼拝しており、これに対する苦言がだんだん過激になって、なんでタイ人なのにイスラム教なのかということまで言われているらしい。《※1》

内容は完全に個人攻撃だが、ラムさんは感情を高ぶらせて話していることもあり、両者の言い分を聞いてみないと実態は分からない。ただ、そうこうしているうちに、結局は辞めることで話が着着していた。というか、止める間もなく辞めていったというほうが正しいだろう。

さてそうすると、早急に欠員を補充する必要がある。それが派遣という業務提供の本質だからだ。《※2》

「組織体制を充実させるため、在庫管理専門の入力バンチャーとミドル部門でベンダーとの商品管理にもう1人派遣できないでしょうか?」

まさかのこのタイミングでの山雲さんからの追加派遣依頼だった。すぐさま3名を派遣するため怒涛の面談をこなし、何とかシーボム社のお眼鏡に合った人員を採用でき、順次送り込んだのである。ラムさんの退職後、30代後半でいかにもスベックが高そうな割には以前感じた給与の割高感もないヌマさんという女性スタッフも採用でき、ようやく仕切り直しということまでできたのである。ところが今度は要となるはずのマネージャー“級”のムさんから……。 (続く)

※クライアント様の匿名性を保つために社名・人名をはじめ、事実から離れた内容の変更等、箇所部分があります。

《※1》

タイでイスラム教を信仰するパターンとしては、南部地域のイスラム教徒の家に生まれたからというのが一番多いが、ラムさんの場合はご主人がイスラム教徒のタイ人だったためだ。ラムさん自身は典型的な仏教徒だったが、イスラム教に帰依しないと結婚はできない。日本では個人の信仰を履歴書に記載することはないが、タイでは通常記載欄があり、ここに無宗教と記載した人にこれまであったことはない。日本人が業務上、宗教に触れる機会があるのは、事務所移転や開所に伴うタンブンで、お坊さんや僧侶を呼んで商売繁盛などお経を讀み上げてもらう仏教上の儀式くらいだが、宗教と不可分な社会特性を最低限理解しておく必要はあるだろう。

《※2》

依頼する側としてのメリットは、自社採用よりも多めに対価を負担してでも、退職リスクを限りなく排除し、代わりが必要となったら派遣元から派遣してもらえということだろう。また依頼時に業務内容を明確にしておく必要があるのは言うまでもなく、できれば業務委託契約としても盛り込んで、責任の所在や指揮命令系統などなるべく具体化しておいたほうが良い。後日問題が発生した場合の備えとしても有効であるし、何よりも内部統制上のリスク管理としても必要である。

Accounting Porter Co., Ltd.

代表者: 但野和博

所在地: 24 Prime Building, 12th Fl, Room No.4, Sukhumvit 21 Road (Asoke),

Klongtoey-Yua, Wattana, Bangkok 10110

電話番号: 02-661-7697

事業内容: 経理代行、経理コンサル、進出支援等、

顧客企業の事業の発展に寄与するサービス業

提携先: 愛宕山総合会計事務所 /

日本(代表: 日本国公認会計士相川聡志)

E-mail: kazuhiro.tadano@aporter.co.th

<http://aporter.co.th/>

但野和博

2012年5月タイバンコクにて、Accounting Porter

Co., Ltd.を設立。日系企業の進出サポート及び経理を中心としたバックオフィスサポートを提供するサービス業として、同社を運営中。

日本での上場事業会社2社通算6年CFO経験を活かし、日本本社部門との直接の対応を含み、現場では管理部門の立て直しを含めた相談にも対応している。

本コラムでは、タイの経理現場で起きていることを中心に具体的なサポート実例を交えて執筆中。



一人と社会に役立つビジネスメディア『ArrayZ』を一緒に作りませんか?—

『ArrayZ』では、記事広告やイメージ広告の編集ライターを募集しています。

募集中!!

広告編集ライター

【勤務先】GDM(Thailand)Co., Ltd.

57 Parkventures ecoplex 12FL, Unit1211, Wireless Rd., Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

【勤務時間】9:00-18:00

【休日】土日祝日、有給制度あり

【応募方法】takao@gdm-asia.comまで、履歴書・職務経歴書をお送りください。

★20代、30代のスタッフが活躍する職場です。



2018年3月のタイ経済指標成長率 (Y-O-Y: 前年比)



3月の輸出は、前年同月比6・3%上昇しました。石油関連製品、自動車部品、エアコン、携帯電話、集積回路などの電子製品の外需が改善したほか、生産拡張によりハードディスク駆動装置(HDD)を含む工業製品の輸出が好調でした。一方で、昨年発生した南部の洪水の影響でゴムの生産量や価格が低迷していることから、農産物の輸出額は落ち込みました。

工業生産に関しては、前年同月比2・6%増となり、5カ月連続でプラス成長となりました。輸出と国内需要に呼応するため、工業生産も拡大しています。

観光業では、外国人観光客数が前年同月比16・3%増の349万人となり、前月に引き続き拡大しました。世界経済の成長を受けて全ての主要市場からの観光客数が増加しました。中でも中国からの観光客が急増しました。中国

の地方都市とタイを結ぶ直行便が数多く就航したことが貢献しています。それに加え、イースター休暇の影響で欧州の旅行者が増えました。

商務省が発表した2018年4月のヘッドライン・インフレ率は、前年同月比1・1%上昇しました。原油価格が上昇し、コメなど農産物価格が回復傾向で、前月から伸びが加速しました。

品目別にみると、非食品・飲料部門が前年同月比1・31%上昇しました。昨年9月の物品税制改正の影響を受け、たばこ・酒が同5・98%上昇しました。それに加え、運輸・通信のうち燃料石油も同3・9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれぞ

れぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン・インフ

レ率は、前年同月比1・1%上

昇しました。原油価格が上昇

し、コメなど農産物価格が回

復傾向で、前月から伸びが加

速しました。

品目別にみると、非食品・飲

料部門が前年同月比1・31

%上昇しました。昨年9月の

物品税制改正の影響を受け、

たばこ・酒が同5・98%上昇

しました。それに加え、運輸・

通信のうち燃料石油も同3・

9%上昇しました。

一方で、食品・飲料部門は同

0・68%上昇しました。調味

料、肉・魚・卵・乳製品がそれ

ぞれ

の地方都市とタイを結ぶ直行

便が数多く就航したことが貢

献しています。それに加え、イ

ースター休暇の影響で欧州の

旅行者が増えました。

2018年4月のタイの

インフレ率

商務省が発表した2018

年4月のヘッドライン

タイ人をはじめとした観光ス
ポットを訪れるタイ人の旅行
者数が急増しています。
一方で、2018年後半のタイ
人の国内旅行市場も引き続
き拡大傾向にある見込みです。
その主な要因は、ホテル・旅館
経営者や航空業界による旅行
キャンペーンや、所得税控除の
効果などによります。
なお、マイナーな観光地域へ
の支援策である所得税控除の
実施期間は、今年1月1日～
12月31日です。55県の
マイナーな観光地域の旅行者
数を増やすための長期的な対
策として、タイ政府は県内の
交通インフラの整備・開発や、
タイ国内をターゲットにした
戦略的な観光広報の展開など
を挙げています。それに加え、
ホテル・旅館などの宿泊施設
は、地元のデザインの中に、モ
ダンなスタイルを取り混ぜる
ことが効果的です。
現在、タイ人の国内観光客
数の割合では、60%が22

県の主要な観光地域を旅先と
し、残りの40%は55県のマ
イナーな観光地域を旅先にし
ています。将来的にはマイナー
な観光地域キャンペーンが長
期的に成功する場合、マイナ
ーな観光地域を訪れる旅行者
数の割合が40%を超える可
能性があります。

本資料は情報提供を唯一の目的としており、ビジネスの判断材料とするものではありません。掲載されている分析・予測等は、資料制作時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、予測の妥当性や正確性が保証されるものでもありませんし、商業ないし何らかの行動の為に採用することから発生した損害の責任を取れるものでもありません。本資料の予測・分析の妥当性等は、独自で判断ください。



れ同2・40%、0・42%、
0・19%下落したものの、非
アルコール飲料が同1・30
%上昇するなどそのほかはプ
ラスでした。
一方で、振れ幅の大きい生鮮
食品とエネルギーを除くコア・
インフレ率は、前年同月比0・
64%の上昇で、前月から伸
びが横ばいでした。

2018年5月の 外為相場

5月に入り、円対ドルの変
動は110円台まで上昇し、
ドル高・円安傾向を見せまし
た。ドル高の要因は、米国の製
造業関連統計の好調な内容や
米長期金利の上昇です。米長
期金利の指標である10年債
利回りは3・1%台へ上昇し、
2011年7月以来6年1
0カ月ぶりの高水準となりま
した。バーツ対ドルの変動も
同様にドル高・バーツ安の傾向
をみせました。

2018年のタイ人の 国内旅行は堅調に成長 する見通し

タイ政府は、2018年に
タイ人の国内旅行を一段と活
性化し、国内旅行消費額を1
兆バーツにまで引き上げるこ
とを目標として定めました。
国内観光支援策の一つは所得
税控除です。この支援策の目

的は、観光消費が少ない地域
での消費額を増やすことです。
対象地域は、ナーン、ウドーン
ターニー、ノンカイ、ラノ
ーンなど全国合わせて55県
です。その対象県での宿泊・買
い物などの旅行関連費用に対
し、1・5万バーツまでが所得
税控除の対象となります。よっ
て、今年、タイのマイナーな観
光地域はタイ人旅行者の増加
により、その評判が勢いよく
上がっていく見込みです。

カシコンリサーチセンタ
ーは、2018年前半のタイ人
国内旅行消費額が前年同期比
8・5%増の5・15千億バー
ツになると予測します。タイ人
国内旅行者数は、同5・4%
増の7・48千万人になる見
込みです。その主な要因は、今
年のタイ旧正月である「ソング
クラン祭り」が2017年よ
り活発化し、その期間の旅行
消費支出が前年同期比15・
8%増加したことです。また、
タイでは歴史・文化を巡る旅
行がブームとなっており、アユ

KBank



すぐ手に入るプラチナ生活

カシコン銀行のクレジットカードで
もっと便利に、もっと楽しく

カシコン・プラチナ・クレジットカード

今なら入会・年会費無料!

カードを手にしたその日から、いつでも使えるプラチナ特典

- ✎ タイ国際空港の空港ラウンジ利用
- ✎ 旅行中の事故にも安心の補償
- ✎ 24時間対応の専用コンタクトセンター
- ✎ タイ国内ゴルフ場100カ所以上での割引サービス
- ✎ 使って貯めて、換える楽しみリゾートポイント特典満載



www.kasikornbank.com/jp
K-BIC Contact Center 02-5888822



KBank Live



KBank Live



KBank Live

お問い合わせはお気軽に日本語対応コンタクトセンターへ。02-5888822 (受付時間) 月～金08:30～22:00
付帯サービスの詳細はホームページをご参照下さい。www.kasikornbank.com/jp

*年会費無料は新規入会、または12回以上ご利用いただいた場合にのみ適用となります。

タイに進出している主な日系銀行一覧

都市銀行

- ① **みずほ銀行**
 パンコク支店
 98 Sathorn Square Office Tower 32nd - 35th floor,
 North Sathorn Road, Silom, Bangrak,
 Bangkok 10500
 02-163-2999, 02-002-0222
- ② **三井住友銀行**
 パンコク支店
 8th-10th Floor, Q. House Lumpini Building,
 1 South Sathorn Road,
 Tungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
 02-353-8000
- ③ **アユタヤ銀行“Krungsri”**
 900 Tonson Tower, Ploenchit Road, Lumpini,
 Pathumwan, Bangkok 10330
 02-266-3011
- ④ **りそな銀行**
 パンコク駐在員事務所
 31st floor, Abdulrahim Place 990, Rama 4 Road,
 Silom, Bangrak, Bangkok 10500
 02-636-2311
- ⑤ **足利銀行**
 パンコク駐在員事務所
 689 BhiraJ Tower at EmQuartier, 27th Floor,
 Room No. 2714,
 Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,
 Bangkok 10110
 02-261-2852
- ⑥ **大垣共立銀行**
 パンコク駐在員事務所
 26th Floor, Abdulrahim Place, 990 Rama 4 Road,
 Silom, Bangrak, Bangkok 10500
 02-636-3388
- ⑦ **京都銀行**
 パンコク駐在員事務所
 Unit 2104, 21st Floor, Park Ventures Ecoplex 57,
 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
 02-116-3040
- ⑧ **群馬銀行**
 パンコク駐在員事務所
 689 BhiraJ Tower at EmQuartier, 16th Floor Unit 1612,
 Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok
 10110
 02-261-3063
- ⑨ **山陰合同銀行**
 パンコク駐在員事務所
 952 Ramaland Building, 13th Floor, Rama IV Road,
 Suriyawongse, Bangrak, Bangkok 10500
 02-632-8323
- ⑩ **滋賀銀行**
 パンコク駐在員事務所
 27th Floor, Q.House Lumpini, 1 South Sathorn Road,
 Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
 02-610-3754
- ⑪ **清水銀行**
 パンコク駐在員事務所
 Level 8 Zuellig House1, Silom Rd, Bangrak, Bangkok
 10500
 02-231-8446
- ⑫ **十六銀行**
 パンコク駐在員事務所
 Unit6 25th Floor CRC Tower, All Seasons Place,

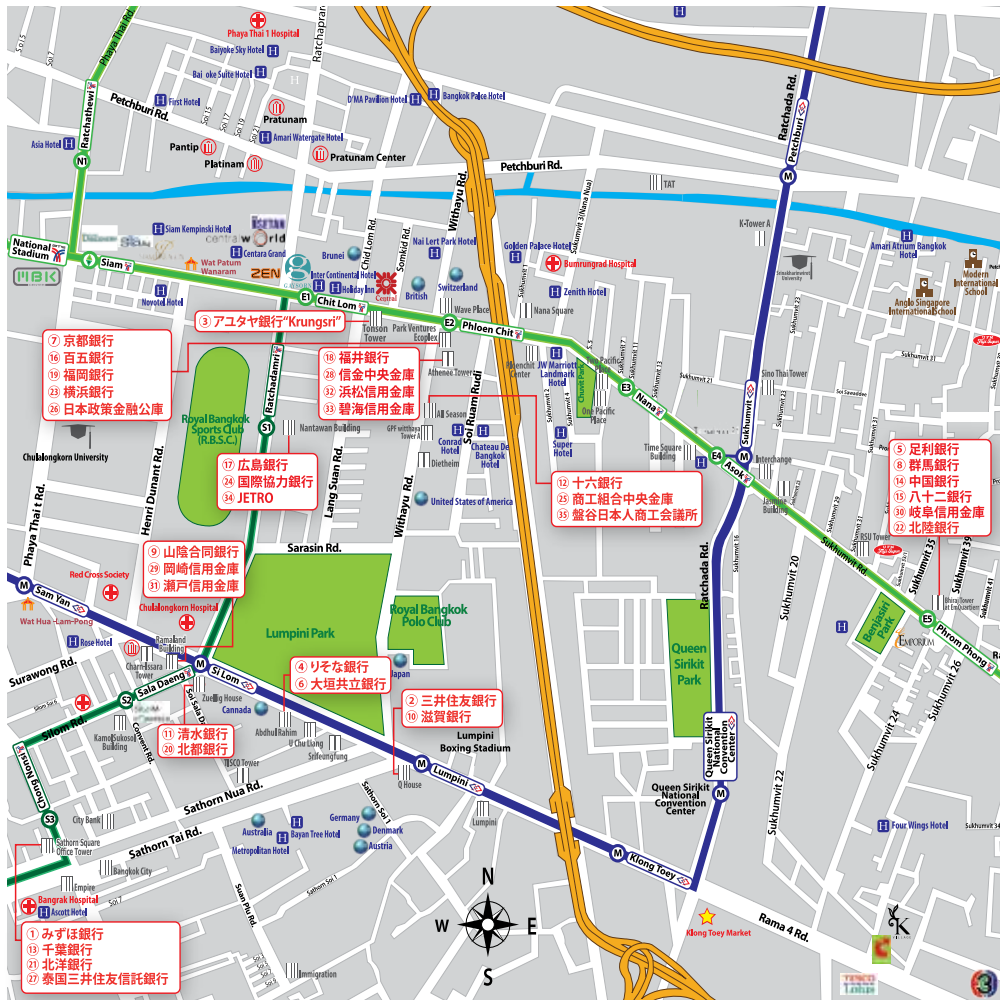
- 87/2 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok
 10330
 02-655-8016
- ⑬ **千葉銀行**
 パンコク駐在員事務所
 No.98 Sathorn Square Office Tower, 20th Floor,
 Room 2008, North Sathorn Road,
 Silom, Bangrak, Bangkok 10500
 02-163-2723
- ⑭ **中国銀行**
 パンコク駐在員事務所
 689 BhiraJ Tower at EmQuartier,
 Room No. 1901, 19th Floor, Sukhumvit Road,
 Klongton-nue, Wattana, Bangkok 10110
 02-261-2676
- ⑮ **八十二銀行**
 パンコク駐在員事務所
 BhiraJ Tower at EmQuartier
 18 th Floor, Unit 1804, 689 Sukhumvit Road,
 North Klongton, Vadhana, Bangkok 10110
 02-261-8226
- ⑯ **百五銀行**
 パンコク駐在員事務所
 11th Floor Unit 1111, Park Ventures Ecoplex 57,
 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
 02-108-7105
- ⑰ **広島銀行**
 パンコク駐在員事務所
 14th Fl. Nantawan Building, 161 Ratchadamri Road,
 Pathumwan, Bangkok 10330
 02-650-5099
- ⑱ **福井銀行**
 No63. Athenee Tower, 12th Floor, Unit1204,
 Wireless Road, Lumpini Pathumwan, Bangkok 10330
 02-168-8268
- ⑲ **福岡銀行**
 パンコク駐在員事務所
 16th Floor Unit 1606, Park Ventures Ecoplex, 57
 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
 02-256-0695
- ⑳ **北都銀行**
 パンコク駐在員事務所
 Level 8 Zuellig House 1 Silom Rd,
 Bangrak, Bangkok 10500
 02-231-8382
- ㉑ **北洋銀行**
 パンコク駐在員事務所
 20th Floor, Sathorn Square Office Tower
 98, North Sathorn Road, Silom,
 Bangrak, Bangkok 10500
 02-163-2834
- ㉒ **北陸銀行**
 23rd Floor Unit 2314, BhiraJ Tower at EmQuartier
 689 Sukhumvit Road, North Klongton
 Wattana, Bangkok 10110
 02-261-8495～6
- ㉓ **横浜銀行**
 パンコク駐在員事務所
 No. 57 Park Ventures Ecoplex, Unit 1005,
 10th Floor, Wireless Road,
 Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330
 02-254-7251
- ㉔ **国際協力銀行**
 パンコク駐在員事務所

その他金融機関

- 14th Floor, Nantawan Bldg.,
 161 Rajdamri Road, Bangkok 10330
 02-252-5050
- ㉕ **商工組合中央金庫**
 パンコク駐在員事務所
 Unit6, 10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2
 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
 02-654-0588
- ㉖ **日本政策金融公庫**
 パンコク駐在員事務所
 9th Fl., Park Venture Ecoplex, 57 Wireless Rd.,
 Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
 02-252-5496
- ㉗ **泰国三井住友信託銀行**
 32nd Floor, Sathorn Square Office Tower,
 98 North Sathorn Road, Silom,
 Bangrak, Bangkok 10500
 02-230-6100
- ㉘ **信金中央金庫**
 パンコク駐在員事務所
 19th Floor, 1903, Athenee Tower,
 63 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan,
 Bangkok 10330
 02-168-8796
- ㉙ **岡崎信用金庫**
 パンコク駐在員事務所
 No.952 Ramaland Building,13th Floor,
 Rama IV Road, Suriyawongse, Bangrak,
 Bangkok 10500
 02-632-8577
- ㉚ **岐阜信用金庫**
 パンコク駐在員事務所
 Office Floor19th Unit 1902, The BhiraJ tower at
 EmQuartier, 689 Sukhumvit road,
 North Klongton, Vadhana, Bangkok 10110
 02-261-3664
- ㉛ **瀬戸信用金庫**
 パンコク駐在員事務所
 13th Floor, Ramaland Building,
 952 Rama IV Road, Suriyawongse, Bangrak,
 Bangkok 10500
 02-632-8766
- ㉜ **浜松信用金庫**
 パンコク駐在員事務所
 19th Floor, 1901, Athenee Tower,
 63 Wireless Road, Lumpini,
 Pathumwan, Bangkok 10330
 02-168-8303
- ㉝ **碧海信用金庫**
 パンコク駐在員事務所
 16th Floor, 1606, Athenee Tower,
 63 Wireless Road, Lumpini,
 Pathumwan, Bangkok 10330
 02-168-8231
- ㉞ **JETRO（日本貿易振興機構）**
 16th Fl. of Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Road,
 Bangkok 10330
 02-253-6441
- ㉟ **盤谷日本人商工会議所**
 19/F CRC Tower All Seasons Place, 87/2 Wireless
 Road, Kwang Lumpini, Khet Pathumwan,
 Bangkok 10330
 02-250-0700-3

その他機関

バンコク日系銀行拠点マップ



業務提携

【カシコン銀行】
 愛知銀行、あおぞら銀行、足利銀行、
 池田泉州銀行、伊予銀行、紀陽銀行、
 京都銀行、群馬銀行、山陰合同銀行、
 滋賀銀行、静岡銀行、十六銀行、常陽銀行、
 第四銀行、中国銀行、東京都民銀行、東邦
 銀行、八十二銀行、百五銀行、
 百十四銀行、広島銀行、
 フィデアＨＤ（北都銀行・荘内銀行）、
 福岡銀行、北陸銀行、北海道銀行、
 みなと銀行、武蔵野銀行

【バンコク銀行】
 阿波銀行、大分銀行、大垣共立銀行、
 近畿大阪銀行、埼玉りそな銀行、滋賀銀行、
 七十七銀行、千葉銀行、名古屋銀行、
 西日本シティ銀行、南都銀行、広島銀行、
 北洋銀行、北國銀行、三菱UFJ信託銀行、
 山形銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、
 りそな銀行、商工組合中央金庫、
 信金中央金庫、日本政策金融公庫、
 日本政策投資銀行、日本貿易保険

【ＴＭＢ銀行】
 岡崎信用金庫、北九州銀行、京都信用金庫、
 京都中央信用金庫、東和銀行、もみじ銀行、
 山口銀行

**税務・法務・監査・会計など****Pricewaterhouse Coopers Legal
& Tax Consultants Ltd.**

TEL: 02-844-1000

www.pwc.com/ja/globalization/country/thailand.html**経理代行サービス****Accounting Porter Co., Ltd.**

TEL: 02-661-7697 Mail: kazuhiro.tadano@aporter.com

<http://aporter.co.th>**会計・税務一括代行・各種コンサルティング****J Glocal
Accounting Co., Ltd.**

TEL: 02-168-6225 Mail: info@jga.asia

<http://jga.asia>**会計税務・ビジネスコンサル・セキュリティなど****M&A Group**

TEL: 02-632-0900~2 Mail: infojp@m-agroup.com

www.m-agroup.com**バックオフィス業務に関する総合コンサル****BizWings
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-681-9762 Mail: contact@bizwings.co

www.bizwings.co**タイおよびミャンマー法務****TNY Legal Co., Ltd.**

TEL: 02-117-0798 Mail: info@tny-legal.com

www.tny-legal.com**会計処理代行業務・税務相談****日本税理士合同事務所 タイランド**

TEL: 02-632-7645~6

Mail: ogawa@nihon-zeirishi-cooperate.com

<http://nihon-zeirishi-cooperate.com>**会計・税務、各種コンサルティング****Hongo Toyo
Accounting Co., Ltd.**

TEL: 02-258-3323 Mail: Kaikei@hongo-t.com

www.ht-tax.or.jp**会計人材紹介研修****Accounting Professionals
Recruitment Co., Ltd.**

TEL: 088-187-1036 Mail: kume@apr.co.th

www.apr.co.th**製造業専門・人材派遣****nms (Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 038-190-450 Mail: m_matsumoto@n-ms.co.jp

www.n-ms.co.jp**エグゼクティブマネージャークラス人材紹介****en world Recruitment
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-106-8659 Mail: yu.s@enworld.com

www.enworld.com**タイ人・日本人スタッフ人材紹介****Dee Staff
Recruitment Co., Ltd.**

TEL: 02-673-9830 Mail: j-info@deestaff.com

www.deestaff.com**1年保証の人材紹介(日本人・タイ人)****A-LINK RECRUITMENT CO., LTD.**

TEL: 063-230-8314(原田) Mail: m_matsumoto@n-ms.co.jp

www.alink.co.th**人材紹介(日本人・タイ人)****Wide Spread Intertrade
Recruitment Co., Ltd.**

TEL: 084-438-2500 Mail: japanese@wsjob.com

<http://wsjob.com/new/jap/>**人材紹介派遣(日本人・タイ人)****Job Passport
Recruitment Co., Ltd.**

TEL: 038-025-848 Mail: japanese@job-passport.com

www.job-passport.com**工場・倉庫・事務所の設計・建築・施工****NAGAWA
(THAILAND) CO., LTD.**

TEL: 02-312-2513 Mail: toshinari.fujiwara@nagawa.co.th

www.nagawa.co.th**困ったときは
ここをチェック****業種別・日系ビジネス
サポート企業カタログ****会計・経理業務支援、経理部長(CFO)代行サービス****BBS (Thailand) Co., Ltd.**★ クラウド会計システム『経理パートナーサービス』で、
報告業務の工数削減にコミットします!

★ サービス料は一定、本社経理部対応もサポート

タイ進出企業の皆様が、営業や生産などのコア業務に集中でき
るよう、“管理とITのプロ”である日本人会計士とタイ人スペシャ
リストが、タイ現地法人及び日本本社の課題を解決します。

TEL: 02-255-0423 Mail: Info_th@bbs.co.jp

www.bbs.co.jp/th**内装・設計・施工****GDM (Thailand) Co., Ltd.**オフィス、工場の内装設計・施工から、工業用地での電気申請や電気増設工事
まで承ります。また、展示会でのブース設営やデザインワーク、大型パネルの
制作も実施。自社での設計・日本人担当者による施工管理が強みです。

TEL: 02-651-5655 / 088-572-4998 Mail: seiji@gdm-asia.com (山本)

www.gdm-asia.com**法務、人事・労務・新興メコン法務****ONE ASIA
LAWYEARS**

TEL: 061-780-1515 Mail: info@oneasia.legal

<http://oneasia.legal/>**内装・設計・施工****KOKUYO International
(THAILAND) Co., Ltd.**

TEL: 02-264-5100

www.kokuyo-thailand.com**住宅不動産****Dear Life Corporation**

お部屋探しはディアライフ

dearlife

TEL: 02-261-1188

<http://dlife.co.jp>

サービスオフィス

**OFFICE23@PERSONNEL
CONSULTANT**

TEL: 02-612-7333~4 Mail: Office23@personnelconsultant.co.th
www.personnelconsultant.co.th/office23

運輸・倉庫・貿易実務

**MITSUI-SOKO
(Thailand) CO., LTD.**

TEL: 081-985-1441 (日本人直通) Mail: inquiry@mitsui-soko.co.th
www.mitsui-soko.co.th

OA機器全般(複合機、CCTV等)販売・レンタル

**Nippon Office Automation
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-136-4235~6 Mail: t_ichimura@nihon-oa.com
www.nihon-oa.com

ERP導入コンサルティングサービス

**Pacific Business Consulting
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-670-0720 Mail: pbc-th@pbc.co.jp
www.pbc.co.jp/thai

サービスオフィス

**NPD
SERVICE OFFICE**

TEL: 02-237-2353 Mail: shu-hasebe@npd.co.th
www.npd.co.th/npd_service_office/overview.html

オートリース

**Sumitomo Mitsui Auto Leasing &
Service (Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-252-9511/Ext.5206
japandesk@smauto.co.th

複合機・リース・販売

**Fuji Xerox
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-660-8383
www.fujixerox.co.th

マーケティング・営業支援

**I-AGREX
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-646-1551 Mail: sales@i-agrex.com
japandesk@smauto.co.th

タイ語翻訳サービス

Unimon Co., Ltd.

TEL: 02-237-3817 Mail: trans@unimon.co.th
www.jpthai.com

機械設備リース、オートリース

**TISCO Tokyo
Leasing Co., Ltd.**

TEL: 02-638-0909 Mail: salesautolease@tiscotokyo-leasing.co.th
www.tiscotokyo-leasing.co.th

複合機の販売・リース・保守

**Konica Minolta Business Solutions
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-029-7000 Mail: jpn_desk@konicaminolta.co.th
www.konicaminolta.co.th

企業ITインフラサポート

**TT Network Integration
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-685-3077 Mail: its_jpn@ttnei.co.th
www.ttnei.co.th

カタログ広告掲載企業募集中!

1/16Pサイズは無料、
有料サイズも
月額2,000B~*
(詳しくはお問い合わせください)

GDM (Thailand) Co., Ltd.
TEL: 02-651-5655, 083-047-3181
mail:kita@gdm-asia.com (担当:北)
※契約期間は6ヶ月毎、別途VATが加算されます。

車のリース、運転手派遣(長期)サービス

MAZARINE CO., LTD.

TEL: 086-775-2188 (日本人窓口)
Mail: k_hamagami@mazarine.co.th
www.mazarinethai.wixsite.com/Profile

LED照明・空調省エネ建材販売・物流

Acutech CO., LTD.

TEL: 083-238-6648 (英輪) Mail: yuya@acutech.co.th
TEL: 081-640-5756 (Satit) Mail: Satit@acutech.co.th
www.led-clair.jp.com

各種制作・マーケティング・プロモーションなど

**Ishida Taiseisha
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 081-936-6061 Mail: toshihiko.a@itp.co.th
www.itp.co.th

LED照明

**FT Group
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-229-5553
www.ftgroup.co.jp/en

開所式典・周年式典・代理店会議

**JTB
(Thailand) Limited**

TEL: 02-230-0451 Mail: bkk-outbound-corporate@jtbap.com
www.jtbthai.com

LED照明

**Kowa
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 092-280-8750 (日本人直通) Mail: s-inoue@kowa.co.th
www.kowa.co.jp

鳥害対策

**HOMEX BUSINESS SERVICE
(THAILAND) CO., LTD.**

TEL: 081-174-0657 (柴田) Mail: homex-thailand@homex-co.com
www.homex-co.com

省エネ・創エネ事業(LED照明・太陽光発電の独自エスコ提案)

**WEST International
(Thailand) Co., Ltd.**

TEL: 02-168-8678 (川口) Mail: yuuta.kawaguchi@west-gr.co.jp
www.west-gr.co.jp

工場の防虫、省エネ用シートシャッター門番

**KOMATSU ELECTRIC
INDUSTRY CO., LTD.**

TEL: 092-723-5656 (先久(せんきゅう)) Mail: info@komatsuelec.co.th
www.komatsuelec.co.jp/monban

モバイル・通信

berrymobile

TEL: 02-105-4568 Mail: support-th@berrymobile.jp
www.berrymobile.jp/thailand

衛生陶器販売、TOTO代理店

SUZUTO CO., LTD.

TEL: 089-445-5416 (新谷) Mail:shintani@suzuto-eisei.com

バンコクオフィスには日本人が常駐!
日本語でお気軽にお問い合わせください

タイ語翻訳のユニモン社

1文字5円からのタイ語=翻訳

ユニモン株式会社は、ネイティブのタイ語翻訳を高品質・低価格でご提供しています。
東京・バンコク・インドネシアのオフィスには各言語のネイティブスタッフが在駐。東南アジアの言語を中心とした、信頼性の高い翻訳が当社の特徴です。
リピート率は82%と高く、上場企業から官公庁まで実績多数、幅広く支持されています。

**今なら先着10社、
新規法人のお客様に限り
800文字まで無料翻訳!**

期間: 7月31日まで

対象: 新規の法人のお客様限定、先着10社様
予定件数に達した時点でキャンペーンは終了となります。
※お問合せ時に「Array2割引」とご記載ください

料金表

翻訳元	翻訳先	単価
日本語	タイ語	5円/文字~
英語	タイ語	7円/ワード~
タイ語	日本語	4.5円/文字~
タイ語	英語	5円/文字~

※原稿の内容によって単価は前後いたします。
※上記は、翻訳のみの料金となります。
※ボリュームディスカウントもございますので、
まずはお気軽にお問合せください。

**【お問い合わせ】
Unimon Co., Ltd. Unimon**
TEL: 02-237-3817
(タイ国外から: +66-2-237-3817)
Email: trans@unimon.co.th
会社HP: http://unimon.co.th/ja
タイ語翻訳サービスHP: https://jpthai.com



不動産取引実績

土地



日本ガイシ 様 (230,000㎡)
排ガス浄化セラミックス工場



東ブレ 様 (104,000㎡)
プレス工場



フクシマ工業 様 (24,000㎡)
冷機生産工場



アムテック 様 (6,400㎡)
医療用特殊洗浄薬製造工場

土地



コマツ 様 (80,000㎡)
東南アジア最大の研修センター



アマダ 様 (21,000㎡)
機械工作、メンテナンス拡張用地



JX 日鉱日石エネルギー 様
アテナタワーオフィス



古河電気工業 様
SILOM COMPLEX

工場



アイシンアジアパシフィック 様
R&D施設



井関農機 様

【タイ王国における不動産お取引実績】

- ・トヨタ車体精工 様
- ・積水プラスチック 様
- ・アルプス電気 様
- ・戸上電機 様
- ・宇徳 様
- ・旭テックアルミニウム 様
- ・三建産業 様
- ・名港海運 様
- ・宇部興産機械 様
- ・パナソニックデバイスSUNX 様
- ・日本ダイヤバルブ 様
- ・古河AS 様
- ・住商マシネックス 様
- ・日本OA 様
- ・王子製鉄 様
- ・日本バルカー工業 様
- ・野村総合研究所 様
- ・アンダーソン毛利友常法律事務所 様

土地、建物の売買、不動産管理、フィージビリティスタディー、不動産マーケットレポートなど多数の取引をご依頼いただいております。

豊富な経験と実績で不動産取得をサポートいたします。

GDM (Thailand) Co., Ltd.

57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211,
Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330

www.gdm-asia.com



工場用地取得から工場建設まで完全にサポートいたします

+668-6513-7435
takao@gdm-asia.com (担当：高尾)



土地探しでお困りのお客様へ

地図上で「この情報を入力したい」と指示するだけ

ステップ 1 場所をマップで指定



ステップ 2 土地オーナー情報を入手



ステップ 3 売却の意思があるか確認



ステップ 4 売却の意思があれば、条件交渉



【事例】

- ・バンナートラッド4～10kmまでの通り沿いで倉庫物件を探したい。
 - ・モーターウェイ沿いで研修施設用地を探したい。
 - ・スクンビット沿いでホテル用地を探したい。
 - ・ベップリー通りでオフィス用地を探したい。
 - ・マブタブット工業団地近くの倉庫用地を探したい。
 - ・レムチャバン港近くで倉庫用地を探したい。
 - ・スワンナプーム空港近くでコンテナヤードを探したい。
- など、幅広くご要望を頂いております。

用地情報、都市計画、法令規制、環境規制、許認可申請、登記移転など専門的な業務はお任せください。

FS(事業性評価)から事業用地選定



タイ全土の工業団地、事業用地から相応しい物件を選定します。法規制や環境規制も入念にチェックします。

物件比較選定と立地戦略確認



複数の物件を様々な角度から比較検討し、事業戦略に見合ったベストな用地を抽出していきます。

操業までのスケジュール立案



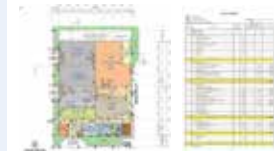
事業計画を基に、事前の入念なスケジュール策定を行い、抜け漏れの無い計画を立てます。

建設開始から完成まで



建設開始前の契約内容確認、交渉も行います。開始後は定期的な進捗確認を実施し、建設の遅延を防ぎます。

建設計画立案とコスト算出



生産に最適な工場・設備を建築するために第3者の目線からコストパフォーマンスに優れた建築会社を選定していきます。

物件取得から各種許認可申請



土地権利証書移転など多々ある専門的な申請業務を策定したスケジュールに遅延が無いように進めていきます。

インセンティブ旅行、研修旅行、社員旅行などの団体旅行は

HISにおまかせください!



おまかせ
1

今人気の訪日旅行もタイ国外へのご旅行も海外支店70か国156都市271拠点のワールドワイドネットワークで、皆様のご旅行をサポートさせていただきます!

おまかせ
2

タイ国内での式典・会議・パーティーなどもH.I.S.におまかせください。宿泊手配、車両手配、会場手配、エンターテインメントの手配など、ワンストップサービスでお客様の業務効率アップにつなげます!



海外出張・業務渡航



インセンティブ旅行



MICE(会議・研修会)



社員旅行・研修旅行



海外視察・学会・見本市



福利厚生旅行



スタッフパーティーや社内報奨でH.I.S. パウチャーを是非活用ください!

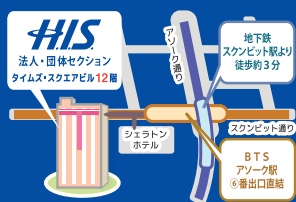


タイ人向け/日本人向け商品を多数取り揃えております。ツアー・ホテル・航空券のみならず、ゴルフやオプションツアー等にもご利用いただけます。

※H.I.S. 一般店舗(アソーク店・シーロム店・サイアム店など)でのご予約は対象外となりますのでご注意ください。



記念式典、開所式、記念パーティーもおまかせください。



【ご予約・お問合せ】H.I.S. TOURS CO., LTD. (法人団体営業部)
【TEL】02-022-0950(日本語) / 02-022-0951(タイ語)
【E-MAIL】tha-corporate@his-world.com 【HP】www.his-bkk.com/hojin
営業時間 平日(月~金) 9:00~17:30 / 土曜 9:00~17:00 / 日曜・祝日 お休み

ビジネス インタイランド BUSINESS IN THAILAND

— 成功の秘訣は〇〇に! —

第9回

「横領事件」

タイにおいても、時に横領事件が発生します。

ある日系企業では約500万バーツのお金が横領され、パートナーであったタイ人容疑者は警察からの再三の出頭要請を無視し続けた結果、逮捕状が発行となり、約2年間逃亡した末に逮捕されました。

設立当初から長く信頼してきたパートナーの横領に、被害者である社長の無念、ショックは計り知れなかったといえます。横領されたお金が戻ってくることは恐らくない、と分かりながらも、「罪を犯したら罰を受けなければならない」という思いから、横領された金額の約30%もの

大金をかけて逮捕に至ったそうです。残念ながらタイではこのような事件が起きた場合、よほどの金額でない限り、警察は被害届が出されても、そこに犯罪があると認識していても捜査に動かないケースが多いのが実状です。そのため被害者は(警察、軍隊のある一部組織がアルバイトで実行している)私立探偵を雇い、一方で弁護士を雇い、警察が逮捕状を発行できるだけの証拠を固め、容疑者を発見したら通報して、警察を現場に連れて行って「あそこに容疑者がいるから捕まえてくれ!」と、確保・逮捕までを自身で調整したそうです。今回は容疑者が長期間に渡り隣国へ逃亡していたため隣国の警察の協力を得て身柄を拘束し、国境まで連行してもらう計画を立てていたものの、一時的にバンコクへ戻っていた一瞬の隙を

見計らい逮捕に至ったということでした。横領は刑事事件に当てはまりますので、その後は日本と同様にタイ警察や検察、裁判所の出番となります。しかしこの程度の金額であれば、多忙な裁判所はなかなか取り上げようとはせず、和解を勧めてきます。投獄されても復讐を考えて出獄してくる人もおり、止めたほうが良いとアドバイスを受けることが多々あります。結局は逮捕しても釈放されてしまうケースも多く、大金をかけても自己満足で終わってしまう場合すらあるということです。

タイに進出する外国企業にとっては、マネジメントを完全にタイ人に任せるのが理想の形かもしれませんが、揺るぎない信頼関係と共に、管理体制を含むリスクマネジメントが必要不可欠であることを再認識させられた事件でした。

今回の記事を書いた人:M&A Advisory 大田華代



M&A Accounting and Tax Co., Ltd.

「数字が紡ぐ絆を大切にします」

- 会計・税務コンサルティング
- 一括代行

会計記帳・税務申告・給与計算・社会保険業務などトータルにサポート。税務署とのトラブル対応も。

M&A Security Guard Co., Ltd.

「“親身”という品質を目指します」

- ガードマン派遣
- 監視カメラシステム

ガードマン派遣、監視カメラシステム・24時間体制の監視サービス、防犯・防災機器、VIP警備などの総合警備サービスを提供・提案いたします。

M&A Advisory Co., Ltd.

「心に残る仕事为目标です」

- 各種事業コンサルティング
- 許認可申請代行

会社設立、BOI申請、ビザ・労働許可取得申請、各種登記申請などサポートいたします。

ACTIVIO Co., Ltd.

「あなたの会社をIoTの力で支援します」

- IoTコンサルティング
- 無線装置の認証取得・輸入販売

IoTの導入に関するご相談から、導入に必要な無線装置の認証取得や輸入販売を行っています。お気軽にお声がけ下さい。

あせらず、あわてず、あきらめず。

M&A Groupでは、3つの「あ」を大切にしています。

【お問い合わせ】
M & A Group
TEL: 02-632-0900 ~ 2
E-MAIL: infojp@m-agroup.com
HP: www.m-agroup.com



深い分析に基づいた“情報の本質”をお届けする

ASEAN

Japan Business Press

JBpress 2018.5.4 掲載

トランプ政権を誕生させた選挙請負人、マレーシアでも

英国のEU離脱にも一役買ったケンブリッジ・アナリティカの恐るべき手口とは

「本選挙は不正、不公平、不公平が全くない。自由でクリーンなものになるだろう」と選挙戦真っ只中の政治集会でマレーシアの首相、ナジブは強調する。

1957年の独立以来、初の政権交代で注目されるマレーシアの総選挙（5年に1回。下院定数222、5月9日投票）まで1週間を切り、元首相のマハティール率いる野党連合が猛迫する中、与野党の白熱した選挙戦が展開されている。

与党は、歴史的な敗北を喫した2008年、史上最低の議席数に甘んじた（得票数では野党に屈した）2013年と、政治腐敗や汚職疑惑で求心力と支持率を失ってきた。

<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/52715>（マレーシアの総選挙に中国の影民主化遠く）

<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/52946>（昭恵夫人も顔負けマレーシアの超富裕層走妻）

「政権交代は今回が最大で最後のチャンスだろう」と注目する。

しかし、東南アジア諸国連合の優等生と言われ、域内の経済を牽引してきた近代国家マレーシアで起きていることは信じがたい、の言だ。

下院解散後の4月、マレーシアの選挙管理委員会、自由でクリーンな選挙を図るため国際的監視団を諸外国に要請した。

諸外国の多くは、国連など国際的機関など政治的に中立な監視団を招く

のが主流だがマレーシアが招聘を確認した国は次の7カ国（4月中旬現在）。

アゼルバイジャン、キルギスタン、モルジブ、東ティモール、インドネシア、タイ、カンボジア。

英国の高級誌「エコノミスト」を運営するエコノミスト・グループの傘下「エコノミスト・インテリジェンスユニット」の分析によると（https://en.wikipedia.org/wiki/Economist_Intelligence_Unit）これらの国々は独裁国家や民主化発展途上の国だとされている。

これらの国々がマレーシア総選挙の民主的で自由でクリーンな選挙戦をどう監視するのか、注目するところだ。

マレーシアの選挙にも関わったとCA幹部が証言

さらに、世界を揺るがした2016年の米大統領選でドナルド・トランプの勝利を導き、「陰の立役者」となった英の政策調査コンサルティング会社「ケンブリッジ・アナリティカ」（CA）が、マレーシアの選挙にも関わったとする事実が

政権交代は今回が最後のチャンス

しかし、苦戦を強いられながらも、ありとあらゆる手段を講じ、選挙攻略を図り、辛うじて、政権を維持してきた。

どの世界でも政治は汚い。

政府系投資会社「1MDB」の不正公金流用疑惑の国際的マネーロンダリングスキャンダルに加え、3年前導入のGST（消費税）による物価高騰で、支持基盤である多数派のマレー系にも政府への不満がふれ出している。

そんな状況にソーシャルメディアも後押しする本選挙では、内外の専門家が



マレーシア与党連合「国民戦線」の牙城、（マレー半島の南端）ジョホール州は、今回の総選挙で激戦区の注目の選挙区。与野党の攻防が最高潮に達している。同選挙区で注目の華人系を支持基盤にする野党、民主行動党（DAP）の主砲候補、リユー氏の選挙事務所。与党の華人系、マレーシア華人協会（MCA）のウィー副総裁とのアヒタム選挙区での一騎打ちが注目されている（ジョホール州、筆者撮影）

先頃、CA幹部の証言で明らかになった。

（<https://youtu.be/mp-beOCKZFQ>）
<https://jp.reuters.com/article/facebook-cambridge-analytica-trump-id/PKBNIGW33Y>
<http://www.bbc.com/japanese/43660517>

2016年の米大統領選では、トランプ陣営が雇った同社が、約9000万人のフェイスブックユーザーの個人情報をも不正に収集されたといわれている。

米国では、「内外の専門家による分析に反し、2016年の大統領選でトランプ氏が当選したのは、このCAの功績」といわれ、米政界では「常識」とされている「筆者の知人の米政治アナリスト」。

米国では、同事実が発覚してからフェイスブックの株価は10%ほど急落約370億ドル（約4兆円）の時価総額をうしなった。

CEO（最高経営責任者）のマーク・ザッカーバーグも約51億ドル（約5500億円）という巨額の資産減を強いられ、

れ、米議会の公聴会に弁明証言せざるを得ない企業の危機的事態を招いた。

一方、海を隔てたマレーシアの総選挙への関与に関しては、CAの幹部は、「マレーシアの総選挙の依頼を受け、選挙結果を成功裏に収めた」と、英メディアの独自取材で明らかにしている。

つまりマレーシアの総選挙とは、つまりマレーシアの総選挙とは、得票数で野党に甘んじながらも、議席数で勝利を収めた2013年の選挙のことだ。

マレーシアでは、米国などより早くから、CAを使い、選挙戦攻略で勝利を果たしてきたことになる。

2016年の米大統領選で勝利したトランプ陣営が、当時、ソーシャルメディア戦略をコアに選挙戦を有利に導いたことは知られているが、実は世界を驚かせた英国のEU離脱でもCAの貢献があったとされている。

CAが打ち出す選挙必勝法とは

欧州懐疑主義運動のバイオニアで、EU離脱で陰の主導的役割を果たした英国の独立党の元党首（欧州議会議



世界の路上ワーカー

路上に溢れる可能性

9 【子供対応経済】可動式おもちゃ店 (メキシコ／メリダ)

遠くからでも目に飛び込んでくる、優しくカワイイ、カラフルな色彩。
なんだろうと思って近づいてみると、オモチャだった。
買い物カゴを、ハンドメイドでおもちゃのディスプレイ棚に変えている。

子供たちは、オモチャを見つけるやいなや、走って駆け寄ってくる。
オモチャ屋に行くというだけで、ワクワクドキドキしていた自分の子供の頃を思い出した。

オモチャはオモチャ屋に行かないと見られないと思っていたが、この街では路上にある。
子供のワクワクドキドキが、店の中でなく路上で起きている。



無条件に誰でも見られる。触れられる。選べる。どこにでも移動できる。
なんてステキな店だろう。

未来の宝である子供たちが路上で活気付く。大人たちもつられて活気付く。街が活気と喜びと笑顔に満ちていく。
そんな希望と妄想が膨らんでいった。



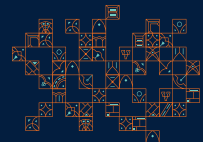
中野 陽介 芸術家。1987年福岡生まれ。07年渡米、Los Angeles City College卒業。数々の映画制作に参加後、岡本太郎著「今日の芸術」に出会い芸術に目覚める。12年渡タイ、バンコクで芸術家とサラリーマンの2足のわらじ生活を送る。16年に1年間で22カ国を巡る世界一周旅を敢行。「芸術入門サイト」(art-geijutsu.com)は20万アクセス突破。
HP: yosukenakano.com Instagram: @yosukenakano

パーティ・イベントにも最適な、ミラノ料理レストラン

ミラノをコンセプトに邸宅を改装した、一軒家レストランがThonglor Soi 5にオープンしました。本場イタリアで修行したシェフが織り成すミラノ料理を、手頃な価格でお楽しみください。
3階のプライベート空間にはプロジェクターを完備しており、パーティやイベント、会議でもご利用いただけます。



PASTA SET LUNCH ... 270B
MAIN COURSE SET LUNCH ... 340B (毎日)
Margherita Pizza ... 370B
Prosciutto ... 390B
Granchio ... 340B など
ワイン(ボトル) ... 1,290B ~



10:00 ~ 22:00 (月曜定休)
Tel: 02-712-7817
Facebook / Instagram: nuvolacaffebkk
駐車場&Wi-Fi完備、クレジットカード可、個室あり(22名まで)

FOOD 10% OFF!! (〜2018年7月末まで)
※ご注文時にこちらの広告(本体もしくは写真)をご提示ください。



社長が紹介する、一冊

人生の方向性を決めた本

『香りの世界をさぐる』※

資生堂で長年香りの研究を行い、資生堂リサーチセンター香料研究部部長、チーフ・パフューマーを務めた調香師・中村祥二氏が、植物、香水、ハーブ、スパイスなどの歴史から文学や美術との関わり、からだのにおいまで、「香り」にまつわるあらゆる知識についてまとめた著書。

曾田香料タイ合併会社の別宮社長は、学生時代に専門書店で本書と出会う。「当時大学3年生だった私は、生物学への興味から酪農系の学部で勉強していました。食品に関心があり、熱を加えると変わる『香り』の存在が気になっていたことを覚えてます」。

日常の至るところにある「香り」には、幾通りもの種類とバックストーリーがあるということ。また嗅覚との関係性など、不思議に感じていた「香り」というものを生業にしている人がいることを知り、香料の業界に入るきっかけになったという。

「学生時分の私自身もそうでしたが、明確な進路や指針を決めるというのは、容易なことではありません。一方できっかけや選択肢は、身近なところに転がっているものだと思います。高校生になる娘にも、気になることがあれば、立ち止まってみてほしいと伝えています。何気ないことの中で見つけた自分なりのアイデアやこだわりが、一歩を踏み出すきっかけになることがある。そんなことを思い出させてくれる一冊です」。

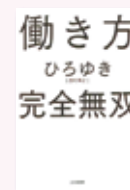


Supported by
Kinokuniya
KINOKUNIYA BOOKSTORES THAILAND
中林聖紀=文
東京大学卒業。2008年に株式会社紀伊國屋書店入社。
2017年よりKINOKUNIYA BOOKSTORES THAILANDへ出向。

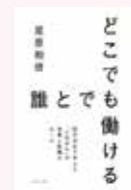
読者プレゼント!



藤原和博著
PHP研究所 594B



ひろゆき著
大和書房 552B



尾原和啓著
ダイヤモンド 636B



伊藤羊一著
SBクリエイティブ 576B

『45歳の教科書』

誰もが70歳まで働いて90代まで生きると、45歳は大事な折り返し地点。
幸せなキャリア後半戦を歩む極意とは。
読むと元気が出る人生戦略論。

『働き方完全無双』

非常識な方法で、チャンスを狙い幸せを目指す。
個人の「攻め方」「守り方」をマスターし働き方をアップデートさせる方法をとく。

『どこでも誰とでも働ける』

12回の転職を重ね、新しい時代の働き方を先駆けて実践する著者が、大きな変化を乗り越えさせる人になるための超実践的な仕事術を伝授する。

『1分で話せ』

ヤフーアカデミア学長にしてグローバル講師が教える1分でできる伝え方。
「右脳と左脳」に働きかける独特のメソッドで、誰でもできる伝える伝え方を紹介。

『45歳の教科書』を、抽選で1名様にプレゼント!

1. 住所(郵便番号までご記載ください) 2. 氏名 3. 年齢 4. 勤務地 5. 携帯電話番号 6. ArayZを入手した場所
7. 感想、今後読みたい企画や情報など、以上に件名を“書籍プレゼント希望”と明記の上、gdm-info@gdm-asia.comまでご応募ください。7月5日応募締め切り。(当選は7月下旬に商品の発送をもって代えさせていただきます)



伊勢丹 6階
10:30~22:00
TEL: 02-255-9834
EmQuartier 3階
10:00~22:00
TEL: 02-003-6507
www.kinokuniya.com/th/



SODA NANSIANG AROMATIC
(THAILAND) CO., LTD.
別宮 浩一郎

1967年、東京都生まれ。1991年、曾田香料株式会社に入社し、静岡県浜松工場(当時)に配属となる。その後、研究職、販売企画、マーケティング、国内営業を経て、海外営業に従事。2014年12月よりタイに赴任、16年8月に合併会社を設立。この5月にはタイ工場を稼働させた。

www.soda-sales.com



中村祥二著

朝日選書

※紀伊國屋書店では、「調香師の手帳 香りの世界をさぐる」(朝日新聞出版 B330)のお取り扱いとなります。

土日の接待ゴルフを最上級に
演出する、安心の一軒。



新日本料理としゃぶしゃぶ

刀 (KATANA)

予算：B3,000～



- 1 一軒家造り、2 階建ての店舗。暖簾が目印
- 2 必食の裏メニュー、贅沢なトリュフご飯
- 3 予約から接待当日まで、安定のサービスで変えてくれる中島都華沙さん(左)、森田麻里予さん(右)



- 4 日本から呼寄せた絵師による天井画は圧巻
- 5 2階の個室席は最大16名まで利用可能



MAP P60 (アソーク)
住 Sukhumvit soi 23 (NARZ駐車場敷地内)
TEL 02-088-0706
営業 17:30～22:30
休 なし
備 11 (2～16名まで)
CC OK
付 OK
HP <http://ssjd-katana.com/ja/>



SAPPORO

Sole distributor in Thailand SCS Trading Co., Ltd.
02-530-2648 / infoscsbkk@gmail.com

「SAKE FOREST」オープン!



サッポロビールをはじめ、日本酒や焼酎など、30 歳を超える日本のお酒を販売するショップがオープンしました。豊富な品揃えでお待ちしております。お気軽にご来店ください。

SAKE FOREST
SAKE FOREST @ Rain Hill
Rain Hill 2F (スクンビット ソイ 47)
02-258-4975 / sakeforest@gmail.com

おいしさ広がる! サッポロ樽生 乾杯をもっとおいしく

サッポロ樽生取扱店舗

■ スクンビット北側

El Gaucho スクンビット 19 店
銀座しゃぶ天
武蔵屋
博多うま馬アソーク店
生そば あずま スクンビット 33 店
焼肉 あずま
北海道炉端 原始焼 (1 号店)
刀 ShabuShabu
Le Cochon Blanc
あぶり 石田
花かるた スクンビット 39 店 **NEW**

■ スクンビット南側

Banjoo BBQ
地鶏料理けん
北海道レストラン 原始焼 (2 号店)
喜多郎寿し スクンビット店
土佐炉端 八金
Munich BBQ & Beer Warehouse
築地青空三代目
酒と肴 たち野

■ エカマイ〜オンヌット

濱岡
一味膳
北海道レストラン 原始焼釜飯 (3 号店)
Jingi
Garden 52 Craft Beer & Bistro
天ぶら割烹 助六 **NEW**

■ トンロー

居酒屋 兄貴
日本料理 葉隠
鮨忠 別館トンロー店
Kenji's Lab
かき小屋 勝浦水産
El Gaucho トンロー店
Beer Belly
Sapporo Bar
そば切り 五の字
喜多郎寿し トンロー店
Maki on Fifth
ATMOS Thonglor 10
居酒屋 いがた
TEPPAN by uomura
大の樹
割烹 ひょうたん
刀 トンロー店

■ サトーン〜シーロム

花かるた サトーン店
寿司 森
DEAN & DELUCA
マハナコーンキューブ店
生そば あずま タニヤ店
魚ふく
amontre PlaYrOom & braSSerie
水琴
はなび屋
博多うま馬 スリウォン店

■ サイアム〜プルンチット

Wabi Sabi
The Okura Prestige Bangkok
山里
All Six to Twelve
飛躍
Witch's Oyster Bar & Restaurant
龍美

■ その他バンコク都内

Jizo Izakaya
Gohan Central Festival
Eastville 店
Magokoro Sushi Bar
Sousaku
WAGYUISM
Rin Bar
Sasori Izakaya
The Older Chef

■ バンコク近郊

Addicted Café & Carwash
日本亭 アマタナコン店
日本亭 シラチャ店
日本亭 J-Park 店
SEA SALT

SapporoBeerAsia

การจำหน่ายสุราแก่
บุคคลอายุต่ำกว่า 20 ปีผิดกฎหมาย

初夏の訪れを報せる初鰹。トシローの和食店「ほっこり」では週に二回、鰹を丸ごと仕入れて新鮮な味を提供している。

元々はピークを迎える5月限定の提供を予定していたが、好評につき提供期間を6月末まで延長。お造り、薫焼き、握りの3メニューは1.5倍に増量サービス中。

6月末まで「鰹」3メニューを1.5倍に増量サービス中。



わら焼き・釜飯
ほっこり
Japanese Dining HOKKORI
予算：ランチ B200～
ディナー B1,200～1,500



鰹のお造り、
薫焼き、握りが
1.5倍増量サービス!
(6月末まで)

- 1 鰹のお造り B380
鰹の炙りも活肴に
- 2 鰹の薫焼き B395
薄塩でいただく名物の薫焼き
- 3 鰹の握り B290
酢飯との相性も抜群
(1～3の写真は1.5倍増量前のイメージ)



- 4 鰹の完焼き B250
目の周り、頬、カマ肉を塩焼きで
- 5 鰹の漬け丼 B180
ズにも。出汁茶漬けで二度美味しい



- 6 鰹のなめろう B190
さっぱり初鰹に味噌のコクが合う
- 7 テーブル席の半個室
- 8 小上がりの個室は最大24名まで利用可能

MAP P60 (トンロー)
住 2nd FL, Maze Thonglor,
Thonglor Soi 4, Sukhumvit 55 Rd.
TEL 02-392-8993, 082-773-0020
営業時間 11:30～14:30 (L.O. 14:00)、
17:00～24:00 (L.O. 23:00)
休 なし
価 10 (2～24名まで)
CC OK
OK OK
HP <http://grp.m-green.co.jp/hokkoriwarayaki/>



LINEで予約、
お問い合わせ受付中!

商社マン・笹崎の ここが鉄板! 今月の接待店

天翠

祝い事に最適な、一軒家の老舗高級料亭

天翠(てんすい)は2006年オープンの、バンコクでも老舗の料亭だ。アソークという立地の良さと、日本庭園付きの優美な一軒家造りが醸し出す重厚な空気感は、接待・商談の席にもってこいである。

料理は純和食、毎月献立が変わる会席コースだけでなく、お正月、雛祭り、端午の節句といった日本の年中行事や、新生児の成長を祝う「お食い初め」や「一升餅」、七五三祝いなどの祝い事に合わせたメニューが予約相談できるのも同店の特徴ではないだろうか。なので個人的には、ビジネスよりも家族の接待にも使える店だと思っている。少々値は張るが、家族の記念日を祝う際には思い出したい一軒だ。

チェックポイント

客席数: 117 席 (個室: 2～26名で利用可能) / 個室料: 一律500B / 季節の会席コース 10 品 3,000B、寿司会席コース 3,500B～など、アラカルトもあり / 予算に合わせた料理のリクエスト可 (但し1名あたり 1,700B～) / アルコール類持ち込み可 (1本あたり500B、一升瓶は800B) / 喫煙可 (個室のみ)

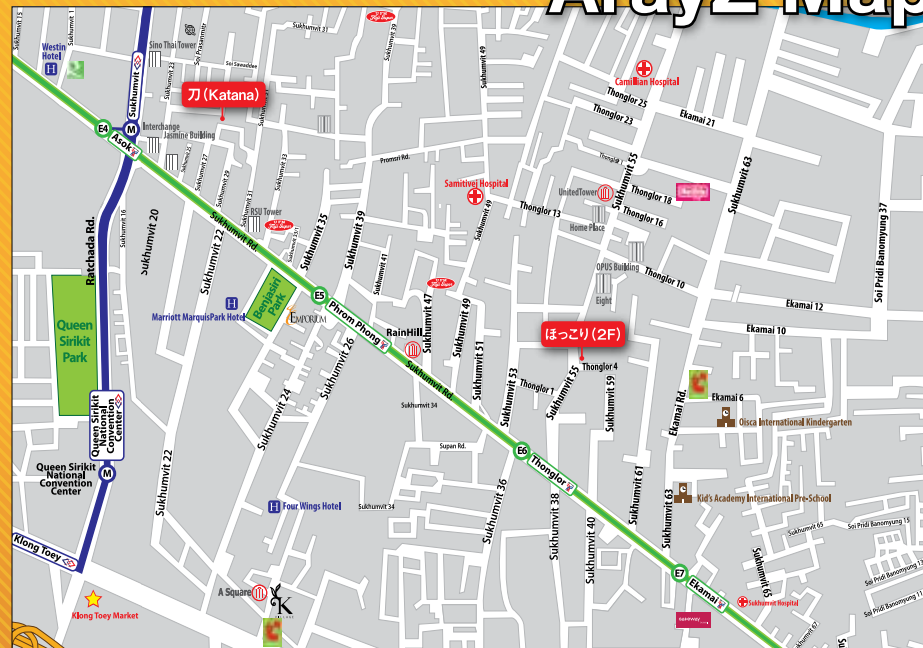


商社マン・笹崎
商社マンとしてタイに駐在4年目の43歳。平均、週に4日は接待で外食している。趣味はもちろん、食べ歩き。好きな食べ物は餃子。



店舗情報
☎ 088-497-1001 (日本人直通、10:00～22:00)
🕒 11:30～14:00、17:30～22:00
📅 定休日: なし
📍 33 Sukhumvit Soi 16 (スクンビット通りから約200m左手)
💳 VISA、Mastercard、JCB、American Express
🚗 あり

ArayZ Map



全物件 『住宅保険付き』は ディアライフだけ!

全物件『住宅保険付き』だから安心!

タイでは唯一!ディアライフで仲介した物件には住宅保険が無償で付いています。
入居中の盗難・水漏れ・爆発事故や、退去時の原状回復費用も住宅保険でカバー!

住宅保険とは?

火災、爆発、水漏れや、物の紛失や盗難などの損害に対して補償する保険です。
借主であるご入居者様はもちろん、貸主であるオーナーさん、近隣住人など第三者への損害賠償を含みます。

ここが
ポイント!

入居前にはわかり得ない、入居後に発生する、万が一の事故を保険でカバーし、
予期せぬ費用負担を軽減

退去時に発生する、「補修費(ダメージ回復費用)」を保険でカバーし、
デポジット(敷金)返金のトラブルを解消

イメージキャラクター バービー (フォーリンラブ)

お部屋探しは
ディアライフ
www.dlife.co.jp

株式会社ディアライフ

689 Bhiraj Tower at EmQuartier 19th Fl, Sukhumvit Rd, Bangkok 10110 THAILAND
TEL 03-6858-2103(日本から) 02-261-4194(タイ国内から) E-mail info@dlife.co.jp

日本人ライフアドバイザー直通
お気軽にお問い合わせください。 02-261-1188

仲間と、家族と楽しむ 子供のための育成型サッカースクール

昨年ルヴァン杯と天皇杯の2冠を達成したセレッソ大阪が2018年春、
Jクラブでも異例のキッズ向け常設サッカースクールをバンコクで開校!

充実のスクール+無料クリニック

日本のセレッソ大阪スポーツクラブでは、現在約2,500名のスクール生がサッカーを学んでいる。同校のサッカースクールは、初心者がボールに触れてサッカーを楽しむための「スクール」と、個人技を身に付けたい、チームでもっと活躍したいという選手のための「エリートNEXT」、将来セレッソ大阪トップチームや海外で活躍できるプロサッカー選手を目指す「エリート」の3クラスに分かれており、この春にオープンしたバンコク校でも「スクール」と「エリートNEXT」の2クラスを設けている。

「スクール」は幼稚園年長〜中学3年が対象で、1クラス1時間15分。「エリートNEXT」は小学3年〜6年が対象で、1クラス1時間30分。基礎練習からゲームまで、子供たちは全力でボールを追いかけ、体を動かすことを楽しむ。

また毎週土曜日には、住宅不動産仲介のディアライフ社がスポンサーに付いたクリニックを開催している。キッズクリニック(幼稚園年少〜年長)だけでなく、ガールズクリニック(幼稚園年長〜小学6年)があるのは、日本女子サッカーリーグ所属・セレッソ大阪堺レディースを運営するセレッソ大阪ならではの親子で参加できるファミリークリニックも好評だ。

思い出に残るイベントも多数!

安食コーチは、「子供たちが安心してサッカーを楽しめる場を提供したい」と、バンコク校オープンへの想いを語る。

「安全にサッカーがプレーできることが最優先なので、『スクール』では体格や発達度合いによってクラスを3カテゴリーに分けています。サッカーの技を磨くこともですが、仲間とのチームワークやコーチとの関係性、様々な交流を通じて人間性を育む場としても活用してもらえたらうれしいですね。当校では毎週のトレーニングに加え、定期的にイベントも開催しています。バンコクでも7月1日(日)に「セレッソカップ」と題したゲームフェスティバルを予定しており、提携するタイ・プレミアリーグのバンコク・グラスFCアカデミーのチームとの試合などを計画中です。夏にはセレッソ大阪トップチームを観戦したり、セレッソ大阪アカデミーチームやスクールチーム、その他地元チーム対戦する大阪遠征を企画しており、子供たちが質の高い環境でサッカーを経験できる機会を提供していくつもりです」。

ENJOY!
FOOTBALL!!



スクールの練習風景。互いに声を掛け合い、思い切り体を動かす子供たち。1時間15分のクラスを全力で楽しんでいる。



雰囲気やコーチの指導を体験してみよう!

無料体験受付中!



セレッソ大阪スポーツクラブの
公式ホームページから無料体験の申し込みが可能です。
https://mem.cerezo-sportsclub.or.jp/school_entry/

姉弟で通っています!

小学4年生&1年生の姉弟は、サッカー歴1年半。様々な習い事を体験してみても、自分から「やりたい!」と手を挙げたのがサッカーだったそう。週2回、姉弟で仲良く通い続けている。



安食知典(あんじき ともりのり)

セレッソ大阪サッカースクール バンコク校 代表コーチ

選手歴: 滋賀県立彦根高等学校、筑波大学
得意なポジション: MF
保有資格: (公財)日本サッカー協会公認B級/(公財)日本サッカー協会公認A級U-12/(公財)日本サッカー協会公認キッズリーダー/中学校・高等学校教諭一種免許(保健体育)



「仲間いっしょ」



セレッソ大阪スポーツクラブ
CEREZO OSAKA SPORTS CLUB

セレッソ大阪サッカースクール・バンコク校
代表コーチ: 安食(あんじき)
TEL: 065-502-3937 E-MAIL: bkk_sc@cerezo-sportsclub.or.jp
練習スケジュールなど詳細情報はコチラ! www.cerezo-sportsclub.or.jp

THAILAND'S TOTAL SOLUTIONS PROVIDER IN INDUSTRIAL PROPERTIES



即入居可能なレンタル工場・倉庫を提供いたします



EEC政策エリアとは

現在、タイの投資関連情報で最も注目を集める「EEC」とは、チョンブリ、チャチュンサオ、ラヨーン の3県にまたがる経済特区「東部経済回廊」の開発計画(Eastern Economics Corridor Development)のことで、新規投資を誘致し、タイの競争力向上を目指す国家戦略のひとつです。このエリアは自動車、自動車部品、エレクトロニクス等の産業が集積する製造業の大動脈となっており、陸海空のインフラや産業用水も整備されています。EECはこれら既存のインフラを拡張するかたちで、開発を進めていく計画です。

チョンブリ県 (Chonburi) 内の開発

EEC3県の中でも最も多くの工場と倉庫を開発しているのがチョンブリ県です。レンタル工場はアマタ・シティ工業団地、ヘマラート・チョンブリ工業団地、ピントン工業団地(1, 2, 3, 5)、レムチャバン工業団地内にあり、レンタル倉庫はTPARKバントン、TPARKレムチャバン、TPARKイースタンシーボードがあり、自動車、エレクトロニクス、物流の各産業に適しています。

EEC内のTICONプロジェクト

TICONグループは、各種産業の投資の受け皿としてEEC内3,600ライの土地に、26プロジェクト、230万㎡のレンタル工場・倉庫を用意しています。



荷降ろし作業が容易なドックレベラー及びワンタッチオーバーシャッター設置



危険物を保管可能な建物仕様の倉庫



輸出入業に適したフリーゾーン内の倉庫
カスタムオフィス完備



EEC READY

TICON
タイコングループ 製品とサービス

- Tパーク (レンタル倉庫)
 - > ロケーションマップ
 - > 空き物件情報
 - > 建物設備とインフラ施設
 - > レンタル倉庫 (一般標準倉庫)
 - > カスタマイズ倉庫 (注文建設倉庫: BUILT TO SUIT WAREHOUSE)

www.ticon.co.th/jp



工場担当: 恒成
TICON Industrial Connection Plc.
Tel: +66-65-518-7922
Email: info@ticon.co.th



倉庫担当: 櫻井
TICON Logistics Park Co., Ltd.
Tel: +66-81-255-0515
Email: tpark@ticon.co.th